令和6年(行ケ)第19号 人口比例選挙請求事件 原告 鶴本 圭子 外116名 被告 東京都選挙管理委員会 外10名

準備書面(1)

令和6年11月日

東京高等裁判所第24民事部 御中

| 原告ら訴訟代理 | 理人弁護士 | 升 | 永 | 英 | 俊 |
|---------|-------|-----|----|----|----------|
| 同 | 弁護士 | 久 保 | 利 | 英 | 明 |
| 同 | 弁護士 | 伊 | 藤 | | 真 |
| 同 | 弁護士 | 黒 | 田 | 健 | <u>=</u> |
| 同 | 弁護士 | 江 | П | 雄一 | 郎 |
| 同 | 弁護士 | 田 | 辺 | 克 | 彦 |
| 同 | 弁護士 | 石 | 渡 | 進 | 介 |
| 同 | 弁護士 | 森 | ЛП | | 幸 |
| 同 | 弁護士 | 山 | 中 | 具 | 人 |
| 同 | 弁護士 | 平 | 井 | 孝 | 典 |
| 同 | 弁護士 | 多 | 田 | 幸 | 生 |

目 次

| 第1章 【①「本件選挙区割り」及びそれに基づく「本件選挙」は、「区画審設置法」3条1項、4条2項違反である(第1の主張);②「本件選挙区割り」及びそれに基づく「本件選挙」は、平成23年大法廷判決(衆)、平成25年大法廷判決(衆)、平成27年大法廷判決(衆)、平成30年大法廷判決(衆)及び令和5年大法廷判決(衆)の判断基準に照らし、違憲状態であり、かつ「合理的期間」を徒過しているので、憲法違反である(第2の主張)】(本書1~50頁) |
|---|
| 第1 最大人口較差・1.999 倍(令和 2(2020)年国勢調査)(本書 1~3 頁)1 |
| 第2 「日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)ー令和2(2020) ~32(2050)年一」国立社会保障・人口問題研究所(本書3~10頁)3 |
| 第3 【「最大人口較差」: 1.999 倍 (令和 2 (2020) 年国勢調査 (令和 2 (2020) .10.1 現在) ⇒ 2.054 倍 (令和 5 (2023) .1.1 現在 住民基本台帳 〈日経新聞報道〉) ⇒ 2.08 倍 (令和 6 (2024) .1.1 現在 住民基本台帳 〈NHK 報道〉)】(本書 10~14 頁) |
| 第4【「本件選挙区割り」は、「区画審設置法」3条1項、4条2項違反】(本 書 14~34頁)14 |
| 第5【「本件選挙」は、①平成23年大法廷判決(衆)、②平成25年大法廷 判決(衆)、③平成27年大法廷判決(衆)、④平成30年大法廷判決 (衆)、⑤令和5年大法廷判決(衆)の【①違憲状態か否か、②「合理 的期間」が徒過したか否かについての判断基準】に照らし、違憲状態で あり、かつ「合理的期間」を徒過しているので、憲法違反である】(第 2の主張)(本書35~48頁) |
| 第6 【国会は、「本件選挙」日に至る迄、較差是正のための取組みを具体 的に行っていない】 _(本書 49~50 頁) 49 |
| 第2章 人口比例選挙訴訟の目的と日本の現状 (本書 51~74 頁) |
| 第1 治者から被治者(国民)への権力の移動は、日本史上初めて: (本書 51 ~52 頁) |
| 第2 人口比例選挙請求訴訟(参院選)の目的は、【最高裁・違憲判決を得て、参院選を11ブロック選挙に変えて、国会議員主権国家を国民主権 国家にすること】: (本書 52~60 頁) |
| I 非人口比例選挙(国会議員主権国家)(本書 53 頁) |
| Ⅱ 2021 年衆院選と2022 年参院選(本書 54~55 頁)54 |
| III 日本だけが非人口比例選挙(本書 55~60 頁) 55 |
| 第3 2009 年~今日迄の、1票較差の値の変遷:(本書 61~63 頁)61 |

| 第4 【1 (1) 芦部教授の1対2説は、当時の一票の較差・1対4~5を |
|--|
| 前提とするものである。(2) 芦部教授は、1980年に京極東京大学教 |
| ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| した。 2 28 個の刊行物(但し、電子版を含む)は、1 対1説又は基本1 |
| 対1説である。 】(本書 64~70 頁) |
| 1【故芦部信喜東大教授は、1 票較差が概ね1対2に圧縮された現時点 では、1 票較差・1 対2説ではなく、1 対1説に立たれる、と解さ |
| れる】(本書 64~65 頁) |
| 2 28 個の刊行物(但し、電子版を含む)は、1対1説又は基本1対1説 |
| である (本書 66~70 頁) |
| 第5 書評(橋本基弘中央大学教授 中央大学副学長):(本書 70~71 頁) |
| 第6 米連邦最高裁首席判事 (Chief Justice) の言葉:(本書 71~72 頁) |
| 第7 1964 年米連邦最高裁判決(レイノルズ判決): (本書 73~74 頁) |
| 第3章 【①憲法56条2項;②1条並びに前文第1項第1文後段;③前文第1 |
| 項第1文前段及び④43条1項は、出来る限りの人口比例選挙を要求す |
| る】(<u>第3の主張</u>)(本書 75~85 頁) |
| I 統治論(1)(『主権者の過半数決』論)及び統治論(2)(『議員の1票・ |
| 等価値/国民の1票・等価値』論); (本書 75~82頁) |
| 1 統治論(1)(『主権者の過半数決』論)(本書 75~80 頁) |
| 2 統治論(2)(『議員の1票等価値/国民の1票等価値』論)(本書80~82 頁) |
| II 憲法は、できる限り人口に比例する選挙を要求する: (本書 83~85 頁)83 |
| |
| 第4章 【議院内閣制のドイツ連邦議会議員選挙は、完全人口比例選挙】(本書 86~92 |
| 頁) |
| 第5章 【「国会の活動の正統性」論】(本書 93~94 頁) |
| |
| 第6章 違憲無効論(本書 95~99 頁)95 |
| 1【昭和 60 年大法廷判決(衆)/事情判決】:(本書 95~96 頁)95 |
| 2 【比較衡量(具体的な検討)】:(本書 96~99 頁)96 |
| |
| 第7章 立証責任は、国にある: (本書 100~103 頁)100 |

第1章 【①「本件選挙区割り」及びそれに基づく「本件選挙」は、「区画審設置法」3条1項、4条2項違反である(第1 の主張);②「本件選挙区割り」及びそれに基づく「本件選挙」は、平成23年大法廷判決(衆)、平成25年大法廷判決(衆)、平成27年大法廷判決(衆)、平成30年大法廷判決(衆)及び令和5年大法廷判決(衆)の判断基準に照らし、違憲状態であり、かつ「合理的期間」を徒過しているので、憲法違反である(第2の主張)】(本書1~50頁)

「原告らは、『①憲法 56 条 2 項 ; ②同 1 条および同前文第 1 項第 1 文後段 ;

③同前文第1項第1文前段; ④同第43条1項は、できる限りの人口比例 選挙を要求する』旨主張する (第3の主張〈統治論〉) (本書 75~85 頁) 。

当該主張を措いて、原告らは、ここで、下記第1~第6 (本書1~50頁) のとおり主張する。

訴状で用いた用語の略称は、本準備書面においても同様とする。

第 1 最大人口較差・1.999 倍 (令和 2 (2020) 年国勢調査) (本書

1~3頁)

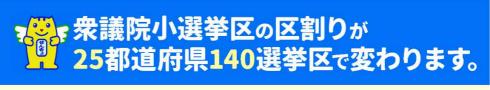
1 総務省ウェブサイト

(https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/senkyo/shu_kuwari/shu_kuwari_4.html) は、令和 4(2022)年衆議院小選挙区の区割りの改定等について、下記のとおり記述する(甲 11)。

「 衆議院小選挙区の区割りの改定等について

公職選挙法の一部を改正する法律(区割り改定法)が<u>令和4年11月</u> 28日に公布され、同年12月28日から施行されました。 衆議院議員選挙区画定審議会においては、衆議院小選挙区選出議員の選挙区について、令和2年の国勢調査の結果に基づき25都道府県140選挙区の改定案がとりまとめられ、令和4年6月16日に内閣総理大臣に対し勧告がなされたところです。区割り改定法は、この勧告を受けて小選挙区の改定を行うものです。

なお、小選挙区の数は、東京都で5増加、神奈川県で2増加、3つの県(埼玉県、千葉県、愛知県)でそれぞれ1増加し、10の県(宮城県、福島県、新潟県、滋賀県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、長崎県)でそれぞれ1減少します(10増10減)。」(強調 引用者)



各都道府県の令和2年国勢調査人口(日本国民の人口)に基づき定数配分を行い、5都県で定数が1~5増加し、10県で定数が1減少します。(10増10減) 定数が増加する団体 : 定数が減少する団体

Γ

■改定による人口最少選挙区との較差が2倍以上の選挙区の数 (令和2年日本国民の人口)

改定前 23 選挙区 改定後 ① 選

■改定による最大人口較差 (令和2年日本国民の人口)

- 上記最大人口較差 「1.999 倍」 (547,664 人〈福岡 2 区〉÷ 273,973
 人〈鳥取 2 区〉)は、令和 2 (2020)年10月1日実施国勢調査(但し、令和 3 (2021)年11月30日公表)に基づく、値である(甲11)。
- 第2 「日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計) -令和2(2020)~32(2050)年-」国立社会保障・人口問題研究 所(本書3~10頁)
- 1 下記 4~9 頁に示すとおり、令和 2 (2020) 年以降令和 22 (2040) 年にかけて、東京を除く、46 道府県で、一貫して人口が減少する (国立社会保障・人口問題研究所作成「日本の地域別将来推計人口(令和 5 〈2023〉年推計) 令和 2 (2020) ~32 (2050) 年」 (同書 7~9 頁) 里 12、NHK ウェブ報道里 13)。

(以下 余白)

「日本の地域別将来推計人口」(甲12、7~8頁)

1. 都道府県別総人口の推移

(1) 46 道府県で令和 2(2020) 年以後の総人口は一貫して減少し、令和 22(2040) 年以降はすべて の都道府県で一貫して減少する

先に公表された「日本の将来推計人口(令和5年推計)」(出生中位・死亡中位仮定)(以下、「全国推計」)によれば、わが国の総人口は長期にわたって減少が続く。平成 27(2015)年から令和 2 (2020)年の都道府県別の総人口の推移をみると、39 道府県で総人口が減少している。今回の推計によれば(表1;表2;表3;表II-1)、総人口が減少する都道府県数は今後も増え、令和2(2020)年から令和7(2025)年にかけて東京都を除く46道府県で総人口が減少する。令和22(2040)年から令和27(2045)年以降は、東京都を含むすべての都道府県で総人口が減少するようになる。

総人口の増加率をみると(表II-2;図II-1)、すべての都道府県で時間の経過とともに減少が加速する傾向にある。令和 2(2020)年から令和 7(2025)年にかけては総人口の増加率が-5%を下回るのは 12 県であるが、その数は次第に増し、令和 17(2035)年から令和 22(2040)年にかけては 17道県、令和 27(2045)年から令和 32(2050)年にかけては 25 道県となる。なお、令和 27(2045)年から令和 32(2050)年には、8 県で総人口の増加率が-7.5%を下回る。

(1,000人) 令和2年 令和17年 令和32年 順 (2020)(2035)(2050)位 全国 126,146 全国 116,639 全国 104,686 東京都 14.048 東京都 14.459 東京都 14,399 1 2 神奈川県 9,237 神奈川県 9,012 神奈川県 8,524 3 大阪府 8,838 大阪府 8,167 大阪府 7,263 4 愛知県 7,542 愛知県 7,211 愛知県 6,676 7,345 埼玉県 7,101 埼玉県 5 埼玉県 6,634 43 福井県 767 福井県 672 秋田県 560 720 徳島県 601 島根県 497 44 徳島県 45 高知県 692 島根県 581 徳島県 481 46 島根県 671 高知県 568 高知県 451

表 1 都道府県別総人口の推移

表 2 総人口が減少する都道府県数

479 鳥取県

406

553 鳥取県

| 平成27(2015)~ | 令和2(2020) | 令和7(2025) | 令和12(2030) | 令和17(2035) | 令和22(2040) | 令和27(2045) |
|-------------|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 令和2(2020)年 | ~7(2025)年 | ~12(2030)年 | ~17(2035)年 | ~22(2040)年 | ~27(2045)年 | ~32(2050)年 |
| 39 | 46 | 46 | 46 | 46 | 47 | 47 |

注) 平成27(2015) ~ 令和2(2020) 年は実績

47 鳥取県

このように都道府県単位での今後の人口減少は加速し、令和 2(2020)年を 100 とした令和 32 (2050)年の総人口の指数が 100を超えるのは東京都(102.5)のみとなり、残る 46 道府県では令和 32 (2050)年の総人口は令和 2(2020)年を下回る。なかでも、秋田県の指数は 58.4 であり、令和 2 (2020)年と比べて令和 32 (2050)年の総人口は 4割以上少なくなる。次いで、青森県(61.0)、岩手県(64.7)、高知県(65.2)、長崎県(66.2)、山形県(66.6)、徳島県(66.8)、福島県(68.0)、和歌山県(68.5)、山口県(69.0)、新潟県(69.3)の順にこの指数は小さく、これらの 11 県で令和 32 (2050)年の総人口は令和 2 (2020)年と比べて 3割以上少なくなる。

地域ブロック別にみると、平成 27(2015)年から令和 2(2020)年にかけて、すでに南関東以外の地域ブロックで総人口が減少しているが、令和 7(2025)年から令和 12(2030)年にかけて南関東においても総人口が減少し、以後令和 32(2050)年まですべての地域ブロックで総人口が減少する(表II-3、4)。

表 3 令和 2(2020)年の総人口を 100 としたときの指数でみた総人口

| 順位 | 令和17 (2035 | | 令和32年 (2050) | | |
|------|---------------|-------|-----------------|-------|--|
| 11/2 | 全国 | 92.5 | 全国 | 83.0 | |
| 1 | 東京都 | 102.9 | 東京都 | 102.5 | |
| 2 | 沖縄県 | 98.9 | 沖縄県 | 94.8 | |
| 3 | 神奈川県 | 97.6 | 神奈川県 | 92.3 | |
| 4 | 千葉県 | 96.7 | 千葉県 | 90.5 | |
| 5 | 埼玉県 | 96.7 | 埼玉県 | 90.3 | |
| : | : | | : | | |
| 43 | 長崎県 | 82.7 | 長崎県 | 66.2 | |
| 44 | 岩手県 | 82.2 | 高知県 | 65.2 | |
| 45 | 高知県 | 82.1 | 岩手県 | 64.7 | |
| 46 | 青森県 | 80.4 | 青森県 | 61.0 | |
| 47 | 秋田県 | 78.3 | 秋田県 | 58.4 | |

(強調 引用者)

(以下 余白)

「日本の地域別将来推計人口」(里12、17~20頁)

表 II-1 都道府県別総人口と指数(令和2(2020)年=100)

| 3X II | -1 | 加坦 | 村界別稿 。 | VHC4113 | X (TI 1412) | 2020)4- | -100) | | | | |
|-------|----|-----|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------|--------|
| 14. | | | A 20 - 6- | A 2 | | 人口(1,000) | | A | A 15 | 指数(令和2(2 | _ |
| 地 | | 城 | 令和2年 | 令和7年 | 令和12年 | 令和17年 | 令和22年 | 令和27年 | 令和32年 | 令和17年 | |
| | | | (2020) | (2025) | (2030) | (2035) | (2040) | (2045) | (2050) | (2035) | (2050) |
| 全 | | ±. | 126,146 | 123,262 | 120,116 | 116,639 | 112,837 | 108,801 | 104,686 | 92.5 | 83.0 |
| 北 | 准 | 道 | 5,225 | 5,007 | 4,792 | 4,562 | 4,319 | 4,068 | 3,820 | 87.3 | 73.1 |
| * | 森 | 県 | 1,238 | 1,157 | 1,077 | 996 | 914 | 833 | 755 | 80.4 | 61.0 |
| 岩 | 手 | 県 | 1,211 | 1,138 | 1,066 | 995 | 924 | 853 | 783 | 82.2 | 64.7 |
| 宫 | 城 | 果 | 2,302 | 2,239 | 2,172 | 2,097 | 2,014 | 1,924 | 1,830 | 91.1 | 79.5 |
| 秋 | H | 県 | 960 | 888 | 819 | 752 | 686 | 622 | 560 | 78.3 | 58.4 |
| Ш | 形 | 県 | 1,068 | 1,005 | 945 | 886 | 828 | 769 | 711 | 83.0 | 66.6 |
| 福 | 島 | 県 | 1,833 | 1,732 | 1,640 | 1,546 | 1,449 | 1,349 | 1,247 | 84.4 | 68.0 |
| 茨 | 城 | 県 | 2,867 | 2,783 | 2,688 | 2,584 | 2,473 | 2,359 | 2,245 | 90.1 | 78.3 |
| 栃 | 木 | 県 | 1,933 | 1,867 | 1,802 | 1,732 | 1,658 | 1,581 | 1,502 | 89.6 | 77.7 |
| 群 | 馬 | 県 | 1,939 | 1,878 | 1,815 | 1,746 | 1,673 | 1,597 | 1,521 | 90.1 | 78.4 |
| | | | | | 1.7 | | | | | | |
| 埼 | 玉 | 県 | 7,345 | 7,316 | 7,224 | 7,101 | 6,953 | 6,794 | 6,634 | 96.7 | 90.3 |
| Ŧ | 葉 | 果 | 6,284 | 6,258 | 6,179 | 6,076 | 5,956 | 5,824 | 5,690 | 96.7 | 90.5 |
| 東 | 京 | 都 | 14,048 | 14,199 | 14,349 | 14,459 | 14,507 | 14,483 | 14,399 | 102.9 | 102.5 |
| | 奈月 | | 9,237 | 9,201 | 9,122 | 9,012 | 8,869 | 8,703 | 8,524 | 97.6 | 92.3 |
| 新 | 凋 | 県 | 2,201 | 2,084 | 1,974 | 1,863 | 1,751 | 1,637 | 1,525 | 84.6 | 69.3 |
| 富 | Ш | 県 | 1,035 | 986 | 942 | 898 | 852 | 806 | 762 | 86.8 | 73.6 |
| 石 | Щ | 県 | 1,133 | 1,092 | 1,057 | 1,019 | 979 | 937 | 897 | 90.0 | 79.2 |
| 福 | # | 県 | 767 | 733 | 703 | 672 | 639 | 606 | 573 | 87.6 | 74.7 |
| 山 | 梨 | 果 | 810 | 782 | 749 | 716 | 681 | 646 | 612 | 88.4 | 75.5 |
| 長 | 野 | 県 | 2,048 | 1,974 | 1,899 | 1,822 | 1,743 | 1,663 | 1,582 | 89.0 | 77.2 |
| 岐 | 阜 | 県 | 1,979 | 1,901 | 1,820 | 1,734 | 1,646 | 1,557 | 1,468 | 87.6 | 74.2 |
| 静 | 岡 | 県 | 3,633 | 3,511 | 3,386 | 3,254 | 3,116 | 2,973 | 2,829 | 89.6 | 77.9 |
| 愛 | 知 | 県 | 7,542 | 7,453 | 7,346 | 7,211 | 7,050 | 6,870 | 6,676 | 95.6 | 88.5 |
| = | 重 | 県 | 1,770 | 1,703 | 1,637 | 1,568 | 1,496 | 1,422 | 1,347 | 88.6 | 76.1 |
| 滋 | 賀 | 県 | 1,414 | 1,399 | 1,376 | 1,346 | 1,309 | 1,267 | 1,223 | 95.2 | 86.5 |
| 京 | 都 | 府 | 2,578 | 2 510 | 2,445 | 2,361 | 2.267 | 2.170 | 2,076 | 91.6 | 80.5 |
| 大 | 阪 | 府 | 8,838 | 2,518 8,676 | 8,438 | 8,167 | 2,267 7,874 | 2,170 7,570 | 7,263 | 92.4 | 82.2 |
| 兵 | 庫 | 県 | 5,465 | 5,310 | 5,145 | 4,964 | 4,767 | 4,564 | 4,358 | 90.8 | 79.7 |
| 奈 | 良 | 県 | 1,324 | 1,272 | 1,215 | 1,151 | 1,083 | 1,015 | 950 | 86.9 | 71.8 |
| | 歌山 | | 923 | 875 | 827 | 778 | 728 | 679 | 632 | 84.3 | 68.5 |
| | | | | | | | | | | | |
| 馬 | 取 | 県 | 553 | 527 | 503 | 479 | 454 | 430 | 406 | 86.5 | 73.3 |
| 島 | 根 | 県 | 671 | 640 | 610 | 581 | 553 | 525 | 497 | 86.6 | 74.1 |
| 岡 | Ш | 県 | 1,888 | 1,832 | 1,774 | 1,713 | 1,646 | 1,578 | 1,510 | 90.7 | 80.0 |
| 広 | 島 | 県 | 2,800 | 2,704 | 2,618 | 2,526 | 2,428 | 2,328 | 2,230 | 90.2 | 79.6 |
| Ш | | 果 | 1,342 | 1,268 | 1,199 | 1,129 | 1,059 | 991 | 926 | 84.1 | 69.0 |
| 徳 | 島 | 県 | 720 | 679 | 640 | 601 | 561 | 520 | 481 | 83.5 | 66.8 |
| 香 | Щ | 県 | 950 | 911 | 875 | 838 | 800 | 762 | 724 | 88.2 | 76.2 |
| 愛 | 媛 | 県 | 1,335 | 1,267 | 1,203 | 1,139 | 1,074 | 1,008 | 945 | 85.3 | 70.8 |
| 高 | 知 | 県 | 692 | 648 | 608 | 568 | 528 | 488 | 451 | 82.1 | 65.2 |
| 福 | Ħ | 果 | 5,135 | 5,073 | 4,989 | 4,886 | 4,762 | 4,623 | 4,479 | 95.1 | 87.2 |
| 佐 | 賀 | 県 | 811 | 783 | 752 | 720 | 688 | 654 | 621 | 88.8 | 76.5 |
| 長 | 崎 | 果 | 1,312 | 1,230 | 1,159 | 1,086 | 1,012 | 940 | 869 | 82.7 | 66.2 |
| 熊 | 本 | 果 | 1,738 | 1,682 | 1,622 | 1,558 | 1,493 | 1,425 | 1,355 | 89.6 | 78.0 |
| 大 | 分 | 果 | 1,124 | 1,078 | 1,031 | 984 | 936 | 888 | 841 | 87.6 | 74.9 |
| 宫 | 崎 | 県 | 1,070 | 1,024 | 979 | 934 | 889 | 843 | 797 | 87.3 | 74.5 |
| eds: | 児島 | - 県 | | | | | | | | 86.8 | 73.7 |
| 神 | 光縄 | 界果 | 1,588 1,467 | 1,518 1,462 | 1,448 1,459 | 1,378 1,451 | 1,309 1,438 | 1,240 1,419 | 1,171 1,391 | 98.9 | 94.8 |
| | | N. | | | | | 10000 | | | 70.9 | 54.0 |
| 域生 | 少県 | | 39 | 46 | 46 | 46 | 46 | 47 | 47 | | |

注1)指数とは、今和2(2020)年の総人口を100としたときの総人口の値のこと。 注2)減少県とは、5年前より総人口が減少した都道府県の数のこと。

| 表Ⅱ | -2 | 都道 | 府県別総人口 | の増加率 | | | | | (0/) |
|--------|----|-----|--------------------------|-----------|-----------|------------|------------|------------|-------------------|
| | | | 平成27(2015)~ | 令和2(2020) | 令和7(2025) | 令和12(2030) | 令和17(2035) | 令和22(2040) | (%) 令和27(2045) |
| 地 | | 域 | 令和2(2020)年 ^{**} | | | ~17(2035)年 | ~22(2040)年 | ~27(2045)年 | |
| 全 | | 玉 | -0.7 | -2.3 | -2.6 | -2.9 | -3.3 | -3.6 | -3.8 |
| 北 | 海 | 道 | -2.9 | -4.2 | -4.3 | -4.8 | -5.3 | -5.8 | -6.1 |
| 青 | 森 | 県 | -5.4 | -6.5 | -6.9 | -7.5 | -8.2 | -8.8 | -9.4 |
| 岩 | 手 | 県 | -5.4 | -6.0 | -6.3 | -6.7 | -7.1 | -7.6 | -8.2 |
| 宮 | 城 | 県 | -1.4 | -2.7 | -3.0 | -3.4 | -4.0 | -4.5 | -4.9 |
| 秋 | 田 | 県 | -6.2 | -7.4 | -7.8 | -8.2 | -8.7 | -9.3 | -9.9 |
| Щ | 形 | 県 | -5.0 | -5.9 | -6.0 | -6.2 | -6.6 | -7.1 | -7.6 |
| 福 | 島 | 県 | -4.2 | -5.5 | -5.3 | -5.7 | -6.3 | -6.9 | -7.5 |
| 茨 | 城 | 県 | -1.7 | -2.9 | -3.4 | -3.9 | -4.3 | -4.6 | -4.8 |
| 栃 | 木 | 県 | -2.1 | -3.4 | -3.5 | -3.8 | -4.3 | -4.7 | -5.0 |
| 群 | 馬 | 県 | -1.7 | -3.2 | -3.4 | -3.8 | -4.2 | -4.5 | -4.8 |
| 埼 | 玉 | 県 | 1.1 | -0.4 | -1.3 | -1.7 | -2.1 | -2.3 | -2.4 |
| 千 | 葉 | 県 | 1.0 | -0.4 | -1.3 | -1.7 | -2.0 | -2.2 | -2.3 |
| 東 | 京 | 都 | 3.9 | 1.1 | 1.1 | 0.8 | 0.3 | -0.2 | -0.6 |
| | 奈川 | | 1.2 | -0.4 | -0.9 | -1.2 | -1.6 | -1.9 | -2.0 |
| 新 | 潟 | 県 | -4.5 | -5.3 | -5.3 | -5.6 | -6.0 | -6.5 | -6.8 |
| 富 | Щ | 県 | -3.0 | -4.8 | -4.4 | -4.7 | -5.1 | -5.4 | -5.5 |
| 石 | Ш | 県 | -1.9 | -3.6 | -3.2 | -3.5 | -4.0 | -4.3 | -4.3 |
| 福 | 井 | 県 | -2.5 | -4.4 | -4.1 | -4.4 | -4.8 | -5.2 | -5.5 |
| 山 | 梨 | 県 | -3.0 | -3.4 | -4.2 | -4.5 | -4.8 | -5.1 | -5.4 |
| 長 | 野 | 県 | -2.4 | -3.6 | -3.8 | -4.0 | -4.3 | -4.6 | -4.9 |
| 岐 | 阜 | 県 | -2.6 | -3.9 | -4.3 | -4.7 | -5.1 | -5.4 | -5.7 |
| 静 | 面 | 県 | -1.8 | -3.4 | -3.6 | -3.9 | -4.2 | -4.6 | -4.9 |
| 愛 | 知 | 県 | 0.8 | -1.2 | -1.4 | -1.8 | -2.2 | -2.6 | -2.8 |
| 三 | 重 | 県 | -2.5 | -3.8 | -3.9 | -4.2 | -4.6 | -4.9 | -5.2 |
| 滋 | 賀 | 県 | 0.0 | -1.0 | -1.6 | -2.2 | -2.7 | -3.2 | -3.5 |
| 京 | 都 | 府 | -1.2 | -2.3 | -2.9 | -3.4 | -4.0 | -4.3 | -4.3 |
| 大 | 阪 | 府 | -0.0 | -1.8 | -2.7 | -3.2 | -3.6 | -3.9 | -4.1 |
| 兵 | 庫 | 県 | -1.3 | -2.8 | -3.1 | -3.5 | -4.0 | -4.3 | -4.5 |
| 奈 | 良 | 県 | -2.9 | -4.0 | -4.5 | -5.3 | -5.9 | -6.3 | -6.4 |
| 和 | 歌山 | !県 | -4.3 | -5.1 | -5.5 | -6.0 | -6.4 | -6.7 | -7.0 |
| 鳥 | 取 | 県 | -3.5 | -4.8 | -4.6 | -4.8 | -5.0 | -5.4 | -5.7 |
| 島 | 根 | 県 | -3.3 | -4.7 | -4.6 | -4.7 | -4.9 | -5.1 | -5.3 |
| 岡 | Щ | 県 | -1.7 | -3.0 | -3.2 | -3.5 | -3.9 | -4.2 | -4.3 |
| 広 | 島 | 県 | -1.6 | -3.4 | -3.2 | -3.5 | -3.9 | -4.1 | -4.2 |
| 山 | П | 県 | -4.5 | -5.5 | -5.5 | -5.8 | -6.2 | -6.5 | -6.5 |
| 徳 | 島 | 県 | -4.8 | -5.6 | -5.7 | -6.2 | -6.7 | -7.3 | -7.5 |
| 香 | Ш | 県 | -2.7 | -4.2 | -3.9 | -4.2 | -4.5 | -4.8 | -4.9 |
| 愛 | 媛 | 県 | -3.6 | -5.1 | -5.0 | -5.4 | -5.7 | -6.1 | -6.3 |
| 高 | 知 | 県 | -5.0 | -6.3 | -6.2 | -6.6 | -7.0 | -7.5 | -7.7 |
| 福 | 畄 | 県 | 0.7 | -1.2 | -1.6 | -2.1 | -2.5 | -2.9 | -3.1 |
| 佐 | 賀 | 県 | -2.6 | -3.5 | -3.9 | -4.2 | -4.5 | -4.9 | -5.1 |
| 長 | 崎 | 県 | -4.7 | -6.3 | -5.8 | -6.3 | -6.8 | -7.2 | -7.5 |
| 熊 | 本 | 県 | -2.7 | -3.2 | -3.6 | -3.9 | -4.2 | -4.6 | -4.9 |
| 大 | 分 | 県 | -3.6 | -4.1 | -4.3 | -4.6 | -4.8 | -5.1 | -5.3 |
| 宮 | 崎 | 県 | -3.1 | -4.3 | -4.4 | -4.6 | -4.8 | -5.2 | -5.4 |
| 鹿 | 児島 | ,県 | -3.6 | -4.4 | -4.6 | -4.8 | -5.0 | -5.3 | -5.6 |
| 20-1-1 | /田 | 113 | 2.4 | 0.4 | 0.2 | 0.5 | 0.0 | 1.2 | 2.0 |

 沖縄県
 2.4
 -0.4
 -0.2

 ※平成27(2015)~令和2(2020)年は国勢調査による実績値。
 -0.2 -0.9

-1.3

-0.5

-2.0

(略)

表 II-3 地域ブロック別総人口と指数(令和2(2020)年=100)

| | | 指数(令和2(2020)年=100) | | | | | | | |
|-------|--------|--------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ブロック | 令和2年 | 令和7年 | 令和12年 | 令和17年 | 令和22年 | 令和27年 | 令和32年 | 令和17年 | 令和32年 |
| | (2020) | (2025) | (2030) | (2035) | (2040) | (2045) | (2050) | (2035) | (2050) |
| 北海道 | 5,225 | 5,007 | 4,792 | 4,562 | 4,319 | 4,068 | 3,820 | 87.3 | 73.1 |
| 東北 | 8,611 | 8,159 | 7,719 | 7,272 | 6,815 | 6,350 | 5,886 | 84.4 | 68.4 |
| 関東 | 43,653 | 43,502 | 43,178 | 42,711 | 42,090 | 41,340 | 40,516 | 97.8 | 92.8 |
| 北関東 | 6,739 | 6,528 | 6,304 | 6,063 | 5,804 | 5,536 | 5,268 | 90.0 | 78.2 |
| 南関東 | 36,914 | 36,974 | 36,874 | 36,648 | 36,285 | 35,804 | 35,248 | 99.3 | 95.5 |
| 中部 | 21,148 | 20,516 | 19,876 | 19,189 | 18,457 | 17,695 | 16,923 | 90.7 | 80.0 |
| 近畿 | 22,312 | 21,754 | 21,083 | 20,335 | 19,525 | 18,688 | 17,849 | 91.1 | 80.0 |
| 中国 | 7,255 | 6,971 | 6,704 | 6,428 | 6,141 | 5,852 | 5,569 | 88.6 | 76.8 |
| 四国 | 3,696 | 3,505 | 3,326 | 3,146 | 2,962 | 2,778 | 2,600 | 85.1 | 70.4 |
| 九州•沖縄 | 14,246 | 13,849 | 13,438 | 12,997 | 12,528 | 12,031 | 11,524 | 91.2 | 80.9 |

注)指数とは、令和2(2020)年の総人口を100としたときの総人口の値のこと。

表Ⅱ-4 地域ブロック別総人口の増加率

(%) 平成27(2015)~ 令和12(2030) 令和17(2035) 令和22(2040) 令和27(2045) 令和2(2020) 令和7(2025) ブロック ~12(2030)年 ~22(2040)年 ~27(2045)年 ~32(2050)年 令和2(2020)年⁹ ~7(2025)年 ~17(2035)年 北海道 -2.9 -4.2 -4.3 -4.8 -5.3 -5.8 -6.1 東北 -4.1-5.3 -5.4 -5.8 -6.3-6.8 -7.3 関東 1.5 -0.3 -0.7 -1.1 -1.5 -1.8 -2.0 北関東 -3.1-3.4 -3.8 -4.3-4.6 -4.8 -1.8南関東 2.2 0.2 -0.3 -0.6 -1.0 -1.3 -1.6 中部 -1.5 -3.1 -3.5 -3.0-3.8-4.1 -4.4 近畿 -1.0 -2.5 -3.1 -3.6 -4.0 -4.3 -4.5 中国 -2.5 -3.9 -3.8 -4.1 -4.5 -4.7 -4.8 四国 -3.9 -5.2 -5.1 -5.4 -5.8 -6.2 -6.4 九州·沖縄 -2.8 -4.0 -1.4 -3.0 -3.3 -3.6 -4.2

※平成27(2015)~令和2(2020)年は国勢調査による実績値。

(強調 引用者)

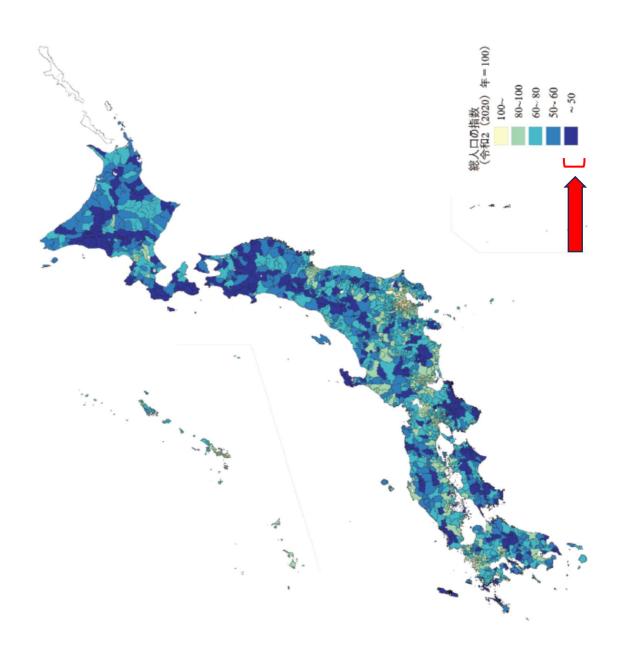
J

(同書 17~20 頁)

(以下 余白)

「日本の地域別将来推計人口」(甲 12、67 頁)

地図-1 令和32 (2050) 年の総人口の指数 (令和2 (2020) 年=100とした場合)



注) 指数とは、令和2 (2020) 年の総人口を100とした総人口の値のこと。

(強調 引用者)

- 2 国立社会保障・人口問題研究所(但し、国の機関)作成「日本の地域別将来推計人口(令和5〈2023〉年推計)一令和5(2020)~32(2050)年」(<u>甲12</u>)は、国の担当機関が公表する、標題についての唯一の情報である。
- 3 同研究所作成「日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)-平成27(2015) ~57(2045)年」(甲14)も、公表されている。
- 第3 【「最大人口較差」: 1.999 倍 (令和 2 (2020) 年国勢調査 (令和 2 (2020) .10.1 現在) ⇒ 2.054 倍 (令和 5 (2023) .1.1 現在 住民基本台帳〈日経新聞報道〉) ⇒ 2.08 倍 (令和 6 (2024) .1.1 現在 住民基本台帳〈NHK 報道〉)】(本書 10~14 頁)
- 1 2023.7.26 付日経新聞電子版(https://www.nikkei.com/news/print-article/?R_FLG=0&bf=0&ng=DGKKZO73058640W3A720C2PD0000)は、下記の通り、

「総務省が26日付で発表した2023年1月1日時点の住民基本台帳人口に基づき、日本経済新聞社は衆院小選挙区の「1票の較差」を試算した。 較差が2倍以上になる小選挙区は4つあった。人口が最も少ない鳥取1区を1とし、ほかの小選挙区の人口が何倍となるか算出した。格差が最も大きかったのは福岡5区の2.054倍だった。京都6区の2.022倍、福岡3区の2.016倍、茨城6区の2.006倍が続いた。」(強調引用者)

と報道した(甲7)。

日経新聞電子版 2023.7.26 付 (甲7)

「 衆院「1 票の較差」4 小選挙区で 2 倍超 10 増 10 減の新区割りでも 2023/7/26 付 日本経済新聞 朝刊

総務省が26日付で発表した2023年1月1日時点の住民基本台帳人口に基

づき、日本経済新聞社は衆院小選挙区の「1票の格差」を試算した。格差が2倍以上になる小選挙区は4つあった。

| 衆院小道 | 選挙区の19 | 票の格差 |
|------|--------|-------|
| | 福岡5区 | 2.054 |
| 人口が | 京都6区 | 2.022 |
| 多い区 | 福岡3区 | 2.016 |
| | 茨城6区 | 2.006 |
| | 鳥取1区 | 1.000 |
| 人口が | 鳥取2区 | 1.018 |
| 少ない区 | 京都5区 | 1.019 |
| | 茨城5区 | 1.020 |

(注)人口最少の鳥取1区を1とした 場合の格差。単位は倍。23年1 月時点

人口が最も少ない鳥取 1 区を 1 とし、ほかの小選挙区の人口が何倍となるか 算出した。格差が最も大きかったのは福岡 5 区の 2.054 **倍**だった。京都 6 区 の 2.022 倍、福岡 3 区の 2.016 倍、茨城 6 区の 2.006 倍が続いた。

22年12月に衆院小選挙区の「10増10減」や区割りを改定した改正公職選挙法が施行された。新たな区割りで格差は最大1.999倍に縮小する見通しだった。1票の格差を巡っては法の下の平等を定めた憲法に違反すると争われてきた。裁判所による違憲判断の明確な基準はないが衆院小選挙区の場合は2倍が目安とされる。参院選挙区では議員1人あたりの人口がもっとも少ない福井とほかの選挙区の人口を比較した。神奈川で3.015倍、宮城で3.002倍とそれぞれ3倍を超えた。」(強調引用者)

2 NHK 電子版

(https://www3.nhk.or.jp/news/html/20240724/k10014522131000.html) は、下記のとおり、記述する(甲 8)。

NHK 電子版(甲 8)

「衆議院選挙「一票の較差」8 選挙区で 2 倍以上に NHK 試算

2024年7月24日19時42分

ことし1月1日現在の住民基本台帳をもとにした日本の総人口は1億2488万人余りで、去年よりおよそ53万人減りました。

衆議院選挙の「1 票の較差」をことし1月1日現在の住民基本台帳をもとに NHK が試算したところ、次回の衆議院選挙で適用される新たな区割りで、全国で8つの 選挙区で2倍以上となりました。

いわゆる「1 票の格差」を是正するため、衆議院の小選挙区の数を「10 増 10 減」する改正公職選挙法がおととし施行され、次回の衆議院選挙は新たな区割りで実施されます。

NHK は、総務省が発表した、ことし1月1日現在の住民基本台帳をもとに、新しい区割りでの衆議院の小選挙区ごとの人口を試算しました。

それによりますと、全国 289 の小選挙区で、

▽人口が最も多いのは「福岡5区」の55万117人

▽最も少ないのは「鳥取1区」の26万4536人でした。

この結果、いわゆる「1票の格差」は、最大で2.08倍となりました。

去年の最大の格差と比べて、0.026ポイント拡大しました。

このほか、

▽「福岡3区」は2.048倍

▽「茨城6区」と「京都6区」は2.038倍

▽「福岡 2 区 は 2.023 倍

▽「北海道2区」は2.01倍

▽「宮城 2 区」が 2.002 倍

▽「愛知 12 区」が 2 倍と

全国の8つの選挙区で2倍以上となりました。

去年の同じ時期の試算と比べて4選挙区増えました。」(強調 引用者)

- **3 (1)** 上記**第1、1** (本書1~2頁) に示すとおり、「本件選挙区割り」の各選挙区間の最大人口較差は、2020年国勢調査(令和2(2020).10.1 現在)の結果による人口で、1.999 倍である(甲11)。
 - (2) 上記**第2** (本書3~10頁) によれば、日本においては、2020~2040年の間、東京以外の46 道府県は、全て人口が一貫して減少し、2040~2050年の間、東京を含めて全47都道府県は、全て人口が一貫して減少する(国立社会保障・人口問題研究所作成「日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)」7頁8~9行〈甲12〉及び「日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)〈甲14〉)。

その結果、「本件選挙区割り」の各選挙区の間の最大人口較差は、少なくとも、令和6(2024).1.1(NHK電子版 甲8 本書12~13頁)以降令和32(2050)年の間、2020年国勢調査(令和2(2020).10.1)の結果としての人口の、各選挙区間の最大人口較差・1.999倍を上回って、2倍以上であり続けるであろうと統計上合理的に推察される。

換言すれば、「本件選挙区割り」は、本件選挙日から 2030 年国勢調査時迄の間、東京以外の 46 道府県で、**人口が一貫して減少するため、**各

選挙区の間の**最大人口較差が一貫して2倍以上であり続ける**と統計上合理的に推察される。

第4【「本件選挙区割り」は、「区画審設置法」3条1項、4条2 項違反】(本書 14~34頁)

1 平成 28 年改正法(下記2参照)前の、衆議院議員選挙区画定審議会設置法法律第三号(平六・二・四)は、下記のとおり定める(<u>甲15</u>)。但し、衆議院議員選挙区画定審議会設置法を、以下、平成 28 年改正法の前後を通じて「**区画審設置法」**という。

衆議院議員選挙区画定審議会設置法法律第三号(平六・二・四)(甲15)

「 (所掌事務)

第二条 審議会は、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改正に関し、調査 審議し、必要があると認めるときは、その改正案を作成して、内閣総理大 臣に勧告するものとする。

(改定案の作成の基準)

- 第三条 前条の規定による改定案の作成は、各選挙区の人口の均衡を図り、 各選挙区の人口(官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国 的な人口調査の結果による人口をいう。以下同じ。)のうち、その最も多 いものを最も少ないもので除して得た数が二以上とならないようにする こと**を基本**とし、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理 的に行わなければならない。
- 2 前項の改定案の作成に当たっては、各都道府県の区域内の衆議院小選 挙区選出議員の選挙区の数は、一に、公職選挙法 (昭和二十五年法律第 百号) 第四条第一項 に規定する衆議院小選挙区選出議員の定数に相当す る数から都道府県の数を控除した数を人口に比例して各都道府県に配当 した数を加えた数とする。

(勧告の期限等)

- 第四条 第二条の規定による勧告は、国勢調査(統計法 (昭和二十二年法律第十八号)第四条第二項本文の規定により十年ごとに行われる国勢調査に限る。)の結果による人口が最初に官報で公示された日から一年以内に行うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、審議会は、**各選挙区の人口の著しい不均衡その他特別の事情がある**と認めるときは、第二条の規定による勧告を行うことができる。」 (強調 引用者)
- 2 **区画審設置法法律第四十九号(平二八・五・二七)** (以下、**平成28年改正 法**ともいう) は、下記のとおり定める(甲 **16**)。

平成 28 年改正法(甲 16)

「(法律第四十九号(平二八・五・二七))

(衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部改正)

第一条 衆議院議員選挙区画定審議会設置法(平成六年法律第三号)の 一部を次のように改正する。

第三条中「は、各選挙区の人口」の下に「(最近の国勢調査(統計法(平成十九年法律第五十三号)第五条第二項の規定により行われる国勢調査に限る。)の結果による日本国民の人口をいう。以下この条において同じ。)」を加え、「(官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口をいう。以下同じ。)」及び「**を基本**」を削り、同条に次の二項を加える。

2 次条第一項の規定による勧告に係る前項の改定案の作成に当たっては、各都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数は、各都道府県の人口を小選挙区基準除数(その除数で各都道府県の人口を除して得た数(一未満の端数が生じたときは、これを一に切り上げるものとする。)の合計数が公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第四条第一項に規定する衆議院小選挙区選出議員の定数に相当する数と合致することとなる除数をいう。)で除して得た数(一未満の端数が生じたときは、

これを一に切り上げるものとする。)とする。

3 次条第二項の規定による勧告に係る第一項の改定案の作成に当たって は、各都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数は、変 更しないものとする。

第四条第一項中「(平成十九年法律第五十三号)」を削り、同条第二項中「人口の著しい不均衡その他特別の事情があると認めるときは」を「国勢調査(統計法第五条第二項ただし書の規定により、前項の国勢調査が行われた年から五年目に当たる年に行われる国勢調査に限る。)の結果による日本国民の人口のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が二以上となったときは、当該国勢調査の結果による人口が最初に官報で公示された日から一年以内に」に、「ことができる」を「ものとする」に改める。

(略)

附 則

(略)

- 第二条 衆議院議員選挙区画定審議会は、第一条の規定による改正後の 衆議院議員選挙区画定審議会設置法(以下この条において「新選挙区画定 審議会法」という。)第四条の規定にかかわらず、平成二十七年の国勢調 査の結果に基づく新選挙区画定審議会法第二条の規定による改定案(以下 この条において「平成二十七年の国勢調査の結果に基づく改定案」という。) の作成及び勧告を行うものとする。
- 2 前項の規定による平成二十七年の国勢調査の結果に基づく改定案の作成に当たっては、新選挙区画定審議会法第三条の規定にかかわらず、各都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区(以下この項及び次項において「小選挙区」という。)の数は、次の各号に掲げる都道府県の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

- 一 二百八十九人を衆議院小選挙区選出議員の定数と、平成二十七年の国勢調査を新選挙区画定審議会法第四条第一項の国勢調査とみなして新選挙区画定審議会法第三条第二項の規定の例により得られる小選挙区の数(以下この号において「新方式小選挙区定数」という。)が、第二条の規定による改正前の公職選挙法(次項第二号及び次条において「旧公職選挙法」という。)別表第一における都道府県の区域内の小選挙区の数(次号において「改正前小選挙区定数」という。)より少ない都道府県のうち、当該都道府県の平成二十七年国勢調査人口(平成二十七年の国勢調査の結果による日本国民の人口をいう。次項及び次条において同じ。)を新方式小選挙区定数で除して得た数が最も少ない都道府県から順次その順位を付した場合における第一順位から第六順位までに該当する都道府県新方式小選挙区定数
 - 二 前号に掲げる都道府県以外の都道府県 改正前小選挙区定数
- **3** 第一項の規定による平成二十七年の国勢調査の結果に基づく改定案の作成は、新選挙区画定審議会法第三条の規定にかかわらず、次に掲げる 基準によって行わなければならない。
 - 各小選挙区の人口に関し、次に掲げる基準に適合すること。
- イ 各小選挙区の平成二十七年国勢調査人口が、平成二十七年国勢調査人口の最も少ない都道府県の区域内における平成二十七年国勢調査人口の最も少ない小選挙区の平成二十七年国勢調査人口以上であって、かつ、当該平成二十七年国勢調査人口の二倍未満であること。
- ロ 各小選挙区の平成三十二年見込人口(平成二十七年国勢調査人口に、平成二十七年国勢調査人口を平成二十二年国勢調査人口(平成二十二年の国勢調査の結果による日本国民の人口をいう。)で除して得た数を乗じて得た数をいう。以下この項において同じ。)が、平成三十二年見込人

第1章 【①「本件選挙区割り」及びそれに基づく「本件選挙」は、「区画審設置法」3条1項、 4条2項違反であり(第1の主張);②最高裁判例の判断基準に照らし、違憲状態 であり、かつ「合理的期間」を徒過しているので、憲法違反である(第2の主張)】

口の最も少ない都道府県の区域内における平成三十二年見込人口の最も 少ない小選挙区の平成三十二年見込人口以上であって、かつ、**当該平成三** 十二年見込人口の二倍未満であることを基本とすること。」(強調 引用者)

上記記述の中の**見込人口**の記述(但し、**黒**ライン; **赤**ライン: **青**ライン; **縁**ライン) は、数式で書くと下記のとおりである。

「各小選挙区の平成三十二年見込人口」

- = 「<u>平成二十七年国勢調査人口</u>」×「<u>平成二十七年国勢調査人口</u>」÷「<u>平成二十</u> <u>二年国勢調査人口(平成二十二年の国勢調査の結果による日本国民の人口を</u> いう。)」
- **3** (1) **ア** 平成 28 年改正法後の現在施行の「区画審設置法」2~4 条 (<u>甲 17</u>) は、

「 (所掌事務)

第二条 審議会は、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改正に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、その改正案を作成して、内閣総理大臣に勧告するものとする。

(改定案の作成の基準)

- 第三条 前条の規定による改定案の作成は、各選挙区の人口(最近の国勢調査(統計法(平成十九年法律第五十三号)第五条第二項の規定により行われる国勢調査に限る。)の結果による日本国民の人口をいう。以下この条において同じ。)の均衡を図り、各選挙区の人口のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が二以上とならないようにすることとし、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。
 - 2 次条第一項の規定による勧告に係る前項の改定案の作成に当たっては、 各都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数は、各都道府

県の人口を小選挙区基準除数(その除数で各都道府県の人口を除して得た数(一未満の端数が生じたときは、これを一に切り上げるものとする。)の合計数が公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第四条第一項に規定する衆議院小選挙区選出議員の定数に相当する数と合致することとなる除数をいう。)で除して得た数(一未満の端数が生じたときは、これを一に切り上げるものとする。)とする。

3 次条第二項の規定による勧告に係る第一項の改定案の作成に当たって は、各都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数は、変更 しないものとする。

(勧告の期限等)

- 第四条 第二条の規定による勧告は、国勢調査 (統計法第五条第二項本文の 規定により十年ごとに行われる国勢調査に限る。) の結果による人口が最 初に官報で公示された日から一年以内に行うものとする。
 - 2 前項の規定にかかわらず、審議会は、各選挙区の国勢調査(統計法第五条第二項ただし書の規定により、前項の国勢調査が行われた年から五年目に当たる年に行われる国勢調査に限る。)の結果による日本国民の人口のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が二以上となったときは、当該国勢調査の結果による人口が最初に官報で公示された日から一年以内に、第二条の規定による勧告を行うものとする。」 (強調 引用者)

と定める(甲17)。

平成28年改正により、「区画審設置法」4条2項は、改正前の文言、すなわち、「前項の規定にかかわらず、審議会は、各選挙区の人口の著しい不均衡その他特別の事情があると認めるときは、第二条の規定による勧告を行うことができる。」(強調引用者)(甲15)から「前項の規定にかかわらず、審議会は、各選挙区の国勢調査(統計法第五条第二項ただし書の規定により、前項の国勢調査が行われた年から五年目に当たる年に行われる国勢調査に限る。)の結果

による日本国民の人口のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が二以上となったときは、当該国勢調査の結果による人口が最初に官報で公示された日から一年以内に、第二条の規定による勧告を行うものとする。」(強調 引用者) (甲 17) に改正された。

ウ(ア) 当該平成 28 年「改正」により、衆議院議員選挙区画定審議会(以下、「区画審」ともいう)において、「区画審設置法」3 条 1 項、4 条 2 項に従って、令和 4 (2022) 年 6 月 16 日に「作成」され、かつ勧告される「改正案」の「作成」に当たって、当該「改定案」の「作成」・勧告の日(令和 4 (2022) .6.16) 以降 **令和7** (2025) 年簡易国勢調査迄の期間を通じて、令和7 (2025) 年の「見込人口」を統計上合理的に試算して、【各選挙区間の最大人口較差が「**2 倍以上**とならない」よう、「改正案」の「作成」を行うこと】(平成28 年改正法 法律 49 号附則第 2 条 3 項一号口(本書 17~18 頁)〈甲 16〉参照)が、【「区画審」が遵守すべき規範】である。

けだし、同法4条2項は、

「2 前項の規定にかかわらず、審議会は、各選挙区の国勢調査(統計法第五条第二項ただし書の規定により、前項の国勢調査が行われた年から五年目に当たる年に行われる国勢調査に限る。)の結果による日本国民の人口のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が二以上となったときは、当該国勢調査の結果による人口が最初に官報で公示された日から一年以内に、第二条の規定による勧告を行うものとする。」(強調 引用者)

と定めており(<u>甲17</u>)、

【各選挙区間の最大人口較差が、「**2倍以上**とならないこと」が、令和 2(2020)年国勢調査以降**令和7(2025)年簡易国勢調査迄の5年間を通じ** て、令和 7 (2025) 年の「見込人口」を統計上合理的に試算して「改定案」を「作成」すること】(平成 28 年改正法 法律 49 号附則第 2 条 3 項一号口(本書 17~18 頁) 〈甲 16〉参照)が、【「区画審」が遵守すべき規範】でないとすると、令和 7 (2025) 年簡易国勢調査時に、各選挙区間の最大人口較差が「2倍以上になったときは、」【「区画審」が、「区画審設置法」4条 2 項に基づき、同法「第 2 条 の規定による勧告を行うものとする」との表 移を負うこと】を説明できないからである。

(イ) 換言すれば、「区画審」は、「区画審設置法」3条1項、4条2項に基づき、①令和2(2020)年国勢調査の結果による人口での各選挙区間の最大較差が2倍未満となるよう、かつ②令和2(2020)年国勢調査以降令和7(2025)年の国勢調査迄の5年間、令和7(2025)年「見込人口」(平成28年改正法 法律49号附則第2条3項一号ロ(本書17~18頁)〈甲16〉参照)での各選挙区間の最大人口較差が「2倍未満となる」ように、「改定案」を「作成」しかつ勧告する義務を負うと解される(注1)(下記(注1)に示すとおり、平成28年改正法附則2条2項及び3項は、「改定案」の「作成」において、各選挙区間の最大人口較差につき「平成32(2020)年の見込人口で、2倍未満であることを基本とすること」とした〈本書22頁の赤下線参照〉)。

(注1)

令和5年大法廷判(衆)(甲28)は、民集77巻1号16~21頁で、

「さらに、平成28年改正法は、アダムズ方式による各都道府県の選挙区数の変更が行われるまでの投票価値の較差是正のための措置として、附則2条1項において、小選挙区選出議員の定数を6削減することを前提に、新区画審設置法4条の規定にかかわらず、区画審において平成27年に行われた簡易国勢調査(以下「平成27年国勢調査」

第1章 【①「本件選挙区割り」及びそれに基づく「本件選挙」は、「区画審設置法」3条1項、 4条2項違反であり(第1の主張);②最高裁判例の判断基準に照らし、違憲状態 であり、かつ「合理的期間」を徒過しているので、憲法違反である(第2の主張)】

という。)の結果に基づく改定案の作成及び勧告を行うこととした。 そして、同附則2条2項及び3項は、上記改定案の作成について、新 区画審設置法3条の規定にかかわらず、各都道府県の選挙区数につ き、選挙区数の変更の影響を受ける都道府県を極力減らすことによっ て選挙制度の安定性を確保する観点から、いわゆる0増6減の措置 (平成27年国勢調査の結果に基づき、アダムズ方式により得られる 選挙区数が改正前の選挙区数より少ない都道府県のうち、当該都道府 県の人口を同方式により得られる選挙区数で除して得た数が少ない順 から6都道府県の選挙区数を1ずつ減じ、それ以外の都道府県は改正 前の選挙区数を維持する措置をいう。)を講じた上で、平成27年国 勢調査の結果に基づく選挙区間の人口の較差が2倍未満となるように

し、かう、次回の大規模国勢調査が実施される平成32年(令和2年)の見込人口に基づく選挙区間の人口の較差が2倍未満であることを基本とするとともに、各選挙区の平成27年国勢調査の結果による人口及び平成32年(令和2年)の見込人口の均衡を図り、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行うこととした。

区画審は、平成29年4月19日、内閣総理大臣に対し、0増6減の措置を講ずることを前提に、19都道府県の97選挙区において区割りを改めることを内容とする改定案の勧告を行った。これを受けて、平成29年6月9日、同年法律第58号(以下「平成29年改正法」という。)が成立し、同法による改正後の平成28年改正法によって区割規定が改正された(以下、同改正後(令和4年法律第89号による改正前)の区割規定を「本件区割規定」といい、本件区割規定の定める選挙区割りを「本件選挙区割り」という。)。

(**7**) 平成29年9月28日に衆議院が解散され、同年10月22日、

第1章 【①「本件選挙区割り」及びそれに基づく「本件選挙」は、「区画審設置法」3条1項、 4条2項違反であり(第1の主張);②最高裁判例の判断基準に照らし、違憲状態 であり、かつ「合理的期間」を徒過しているので、憲法違反である(第2の主張)】

本件選挙区割りの下で衆議院議員総選挙(以下「平成29年選挙」という。)が行われた。平成29年選挙当日における選挙区間の選挙人 数の較差は、選挙人数の最も少ない選挙区(鳥取県第1区)と最も多い選挙区(東京都第13区)との間で1対1.979であり、選挙人数が最も少ない選挙区と比べて較差が2倍以上となっている選挙区は存在しなかった。

最高裁平成30年(行ツ)第153号同年12月19日大法廷判 決・民集72巻6号1240頁(以下「平成30年大法廷判決」とい う。)は、平成29年選挙当時の本件選挙区割りについて、各都道府 県への定数配分を人口に比例した方式の一つであるアダムズ方式によ り行うことによって選挙区間の投票価値の較差を相当程度縮小させそ の状態が安定的に持続するよう立法措置を講じた上で、同方式による 定数配分がされるまでの較差是正の措置として0増6減の措置や選挙 区割りの改定を行うことにより、選挙区間の選挙人数等の最大較差を 縮小させた(1対 1.979 引用者注)ものであり、投票価値の平等を 確保するという要請に応えつつ、選挙制度の安定性を確保する観点か ら漸進的な是正を図ったものと評価することができるとした。そし て、**平成30年大法廷判決**は、平成29年改正法までの**立法措置の内** 容やその結果縮小した較差の状況(1 対 1.979 引用者注)を考慮する と、平成29年選挙において、1人別枠方式を含む旧区割基準に基づ いて配分された定数に変更がなくこれとアダムズ方式により各都道府 県の定数配分をした場合に配分されることとなる定数を異にする都道 府県が存在していることをもって本件選挙区割りが憲法の投票価値の 平等の要求に反するということはできず、平成29年選挙当時には新 区画審設置法3条1項の世言に沿った選挙制度の整備が実現されて いたということができるから、平成28年改正法及び平成29年改正

第1章 【①「本件選挙区割り」及びそれに基づく「本件選挙」は、「区画審設置法」3条1項、 4条2項違反であり(第1の主張);②最高裁判例の判断基準に照らし、違憲状態 であり、かつ「合理的期間」を徒過しているので、憲法違反である(第2の主張)】

法による選挙区割りの改定等は、<u>国会の裁量権の行使として合理性を有する</u>というべきであり、平成27年大法廷判決が平成26年選挙当時の選挙区割りについて判示した憲法の投票価値の平等の要求に反する状態は、<u>平成29年改正法による改正後の平成28年改正法によって</u>解消されたものと評価することができるとし、平成29年選挙当時において本件選挙区割りは憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったということはできない**と判示した。**

(略)

(2) 平成30年大法廷判決は、上記の基本的な判断枠組みに立った上 で、平成29年選挙当時の本件選挙区割りについて、前記2(7)の とおり、選挙区間の投票価値の較差を相当程度縮小させその状態が安 定的に持続するよう新区割制度が設けられた上、平成28年改正法の **附則**の規定により、0増6減の措置を前提に**次回の大規模国勢調査が** 行われる平成32年(令和2年)までの5年間を通じて選挙区 間の人口の較差が2倍未満となるよう本件選挙区割りが定められ、こ れにより同選挙当日における選挙区間の選挙人数の最大較差が縮小し たこと (1対 1.979 引用者注) をもって、投票価値の平等を確保する という要請に応えつつ選挙制度の安定性を確保する観点から漸進的な 是正を図ったものと評価し、このように、新区割制度及び本件選挙区 割りから成る合理的な選挙制度の整備が既に実現されていたことか ら、いまだアダムズ方式による各都道府県への定数配分が行われてお らず、1人別枠方式を含む旧区割基準に基づいて配分された定数に変 更がなくこれとアダムズ方式により各都道府県の定数配分をした場合 に配分されることとなる定数を異にする都道府県が存在しているとし ても、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態は解消されたものと 評価することができる**と判示したものである。」**(甲 28)。

(ウ) 平成 29 年選挙当時の当該選挙区割りについて、<u>令和 5 年大法廷判決(衆)</u> (甲 28) (上記 (注 1) 参照) (本書 21~24 頁) は、

『平成30年大法廷判決(衆)は、「次回の大規模国勢調査が行われる平成32年(令和2年)までの5年間を通じて選挙区間の人口の較差が2倍未満となるよう本件選挙区割りが定められ、これにより同選挙当日における選挙区間の選挙人数の最大較差が縮小したこと(1対1.979引用者注)をもって、投票価値の平等を確保するという要請に応えつつ選挙制度の安定性を確保する観点から漸進的な是正を図ったものと評価し、このように、新区割制度及び本件選挙区割りから成る合理的な選挙制度の整備が既に実現されていた」旨判示したものである』旨

判示する。

即ち、平成29年衆院選挙の選挙区割りについて言えば、「次回の大規模国 勢調査が行われる平成32年(令和2年)までの5年間を通じて選挙区 間の人口の較差が2倍未満となるよう本件選挙区割りが定められ」た。

平成 27 (2015) 年国勢調査後平成 29 (2017) 4月 19日に、「区画審」は、下記見込人口を含む「参考資料」を用いて、「区割規定」の「改定案」(但し、平成 27 (2015) 年日本国民の人口での各選挙区間の最大人口較差は、1.956 倍。) を「作成」・勧告した(甲 81 の 1)。

平成 29 (2017) 年 10 月 22 日選挙では、選挙当日、各選挙区間の選挙人数 の最大較差は、**1 対 1.979 倍**であった(民集 72 巻 6 号 1268 頁 甲 27)。

令和 4 (2022) 年 6 月 16 日に、「区画審」は、2017 年 4 月 19 日に「作成」・勧告した改定案より**劣後**する「改定案」(但し、本件選挙日〈令和 6 年 10 月 27 日〉の最大有権者数較差・1 対 2.06 倍)を「作成」・勧告した。

「区画審」は、**国会が定めた**当該基準(規範)を遵守して、選挙区割りの「改正案」を「作成」しかつ勧告しなければならない。

(2) (公職選挙法別表第一(第 13 条関係)により、「本件選挙区割り」を定める、)公職選挙法の一部を改正する法律 法律第 89 号(令 4.11.28)(以下、**令和4年改正法**ともいう)は、令和 4 (2022)年 11 月 28 日に公布され、令和 4 (2022)年 12 月 28 日に施行された(甲 18)。

(令和4年改正法により、小選挙区の数は、10増10減し、小選挙区の区割りが、25都道府県140選挙区で変わった。)

(3) 下記 (本書 27頁) は、総務省ウェブサイト「第 42 回衆議院議員選挙区画定審議会」の「会議資料」「住民基本台帳人口(令和 5 年 1 月 1 日現在)に基づく試算結果の概要」である(甲 19)。

(以下 余白)

第 42 回衆議院議員選挙区画定審議会」の「資料」(甲 19)

「住民基本台帳人口(令和5年1月1日現在)に基づく試算結果の概要

- (注1)・本試算は、令和5年1月1日現在の住民基本台帳人口(日本人住民)により集計している。
 - ・「令和2年日本国民の人口」とは、国勢調査の総人口から外国人人口を差し引いた人口である。

(略)

(2) 小選挙区別試算結果

(注2)・住基人口に基づく小選挙区別人口における分割市区の人口については、令和2年日本国民の人口の比率で按分して算出している。

① 人口 上位5選挙区

| 順位 | R5年1月 住基人口 | | R4年1月住 | 基人口 | R2 年 日本国民の人口 | | |
|----|------------|------------|--------|------------|--------------|------------|--|
| 1位 | 福岡5区 | 551,258人 | 福岡5区 | 551,838 人 | 福岡2区 | 547,664 人 | |
| 2位 | 京都6区 | 542,809 人 | 京都6区 | 546, 491 人 | 福岡5区 | 547,406 人 | |
| 3位 | 福岡3区 | 541, 103 人 | 福岡3区 | 540,579 人 | 宮城2区 | 546, 107 人 | |
| 4位 | 茨城6区 | 538,408 人 | 茨城6区 | 536, 200 人 | 京都6区 | 543,462 人 | |
| 5位 | 北海道2区 | 534,042 人 | 北海道2区 | 535,720 人 | 福岡3区 | 542,855 人 | |

② 人口 下位5選挙区

| 順位 | R5年1月 住基人口 | | R4年1月 信 | 主基人口 | R2年 日本国民の人口 | | |
|-------|------------|------------|---------|-----------|-------------|------------|--|
| 289 位 | 鳥取1区 | 268, 390 人 | 鳥取1区 | 271,371 人 | 鳥取2区 | 273,973 人 | |
| 288 位 | 鳥取2区 | 273, 197 人 | 鳥取2区 | 275,947 人 | 石川3区 | 274,903 人 | |
| 287 位 | 京都5区 | 273,584 人 | 京都5区 | 277,780 人 | 鳥取1区 | 275, 124 人 | |
| 286 位 | 茨城5区 | 273,829 人 | 茨城5区 | 277,833 人 | 京都5区 | 276, 235 人 | |
| 285 位 | 石川3区 | 274,419 人 | 石川3区 | 279,013 人 | 香川3区 | 277,036 人 | |

③ 最大較差

| 較差 | |) 5 4倍 | 2. 03 | | | 999倍 」 |
|----|---------|------------|--------|-----------|----------|------------|
| 最小 | 鳥取1区 | 268, 390 人 | 鳥取1区 | 271,371 人 | 鳥取2区 | 273, 973 人 |
| 最大 | 福岡5区 | 551,258 人 | 福岡5区 | 551,838 人 | 福岡2区 | 547,664 人 |
| 項目 | R5年1月 信 | 主基人口 | R4年1月住 | 基人口 | R2 年 日本国 | 国民の人口 |

(強調 引用者)

① 令和2年「日本国民の人口」(但し、<u>令和2年国勢調査</u>の総人口から外国人人口を差引いた人口)において、最大人口小選挙区〈福岡2区 547,664人〉と最小人口小選挙区〈鳥取2区 273,973人〉の最大人口較差は、1.999倍であり(甲19)、

令和4年1月住民基本台帳人口(以下、住基人口ともいう)において、最大人口小選挙区(福岡5区 551,838人)と最小人口小選挙区(鳥取1区 271,371人)の最大人口較差は、2.034倍であり(甲19)、

<u>令和5年1月</u>住基人口において、最大人口小選挙区〈福岡5区 551,258人〉 と最小人口小選挙区〈鳥取1区 268,390人〉の最大人口較差は、2.054**倍**であり(<u>甲19、甲7</u>)、

<u>令和6年1月</u>住基人口において、最大人口小選挙区〈福岡5区 550,117人〉 と最小人口小選挙区〈鳥取1区 264,536人〉の最大人口較差は、2.08 **倍**であり(甲8)、

令和 6 (2024) 年 10 月 14 日、各選挙区間の最大有権者数較差は、2.06 **倍**である(<u>甲 22</u>)。(尚、「本件選挙」日の各選挙区の最大有権者数較差は、北海道3 区 (461,457 人) と鳥取 1 区 (224,060 人) との間の 2.06 **倍**であった(総務省資料(<u>甲 23</u>)。)

② 「区画審」は、令和4(2022)年1月 住基人口において、最大人口小選挙区 〈福岡5区 551,838人〉、最小人口小選挙区〈鳥取1区 271,371人〉の最大 人口較差が、2 倍以上たる、2.034 倍(総務省「第42回衆議院議員選挙 区画定審議会」の「会議資料」甲19)であることを認識したうえで、又は当該 認識を怠って、令和4(2022)年6月16日に、「改正案」を下記のとおり違 法に「作成」し、かつこれを内閣総理大臣に勧告した(甲9)。 令和 2 (2020) 年国勢調査以降令和 7 (2025) 年簡易国勢調査迄の**5年間を通じて、**46 道府県の全てで一貫して人口減少する中で、令和 6 (2024) 年 10 月 27 日での各選挙区間の最大有権者数較差が 2.06 倍であるので(甲 23)、「区画審」による当該「改定案」の「作成」は、「各選挙区の人口のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が二以上とならないようにすること」の規範(但し、「区画審設置法」3 条 1 項、4 条 2 項による規範)に**違反**する。

③ 「区画審設置法」3条1項、4条2項に違反して「作成」され、かつ勧告された当該「改定案」は、**違法の瑕疵**を帯びる。

公職選挙法別表第一(13条関係)(甲10)は、同法3条1項、4条2項違反の**瑕疵**を帯びる当該「改定案」と同文である。

よって、同法別表第一(13条関係)も「区画審設置法」3条1項、4条2項 違反の瑕疵を帯びる。

- ④ 「本件選挙区割り」は、**違法の瑕疵**を帯びる同法別表第一(**13** 条関係)に基づくもので、**違法の瑕疵**を帯び、かつ「本件選挙」も**違法の瑕疵**を帯びる「本件選挙区割り」に基づくので、**違法の瑕疵**を帯びる。
- (4) 衆議院ウェブサイトは、下記法律案(第188回国会)について、

「公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案**要** 綱

第1 公職選挙法の一部改正

(略)

第2 衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部改正

第1章 【①「本件選挙区割り」及びそれに基づく「本件選挙」は、「区画審設置法」3条1項、 4条2項違反であり(第1の主張);②最高裁判例の判断基準に照らし、違憲状態 であり、かつ「合理的期間」を徒過しているので、憲法違反である(第2の主張)】

衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案(区割り改定案)の作成に当たっては、各選挙区間の人口較差については、**2倍以上とならないようにしなければならないものとする。**

第3 施行期日等

(略)

■ (強調 引用者)

と記述する(甲20)。

同法律案要綱は、「衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案(区割り改定案) の作成に当たっては、各選挙区間の人口較差については、**2倍以上とならない** ようにしなければならないものとする。」と厳じく記述する。

(5) 平成 28 年 4 月 26 日「政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会 第 8 号」で、元衆議院選挙制度に関する調査会座長佐々木毅東京大学名誉教授・元東京大学総長は、参考人として、

「次に、四ページの「一票の較差是正」でございます。

まず、小選挙区選挙につきましては、「選挙区間の一票の較差を**一倍未満**とする。」ということを**大原則**としてまず掲げ、そして、「小選挙区選挙の定数を、各都道府県に人口に比例して配分する。」ということでございます。」 (強調 引用者)

と発言している(甲21 4/27頁)。

当該発言に照らして、当該「改正案」では、【**較差 2 倍未満の規範**が**大**• • • **原則**であること 】は明らかである。

(6) 川人貞史衆議院議員区画定審議会会長(当時)・東京大学名誉教授は、その著

書『日本の選挙制度と1票の較差』(東京大学出版会 **2024**) はしがき (同書i頁) で、

「はしがき なぜ日本の区割り基準は人口較差最大2倍なのか?

(略)

改定案を期限内にまとめ、会長として責任を果たしたものの、研究者としてはモヤモヤが残った。というのは、審議会としては最善の改定案をとりまとめることができたが、研究者の立場からするとそうとは言い切れないからである。その一例は、区割り改定案における選挙区人口の最大較差が1.999 倍だったことである。これは2020 年の国勢調査人口であるから、2年近く経過した勧告当時にはすでに2倍を超えていると推測されるが、メディアも含めてその問題点を指摘する声はほとんどなかった。選挙区人口の較差が大きければ、1人の議員を選出する投票の価値が大きく異なるため、1票の較差、投票価値の不平等が存在することを意味する。」(強調引用者)

と記述する(甲 57)。

川人教授の上記記述は、看過できない。これは、本件裁判の**核心**に係るものである。

同書215頁は、結論として

「したがって、現在の定数配分と選挙区割りの方法も、日本の明治期以来 の方法とほとんど同じということである。そして、区割りの結果も、選 挙区人口は最大較差2倍程度までの範囲で広く分布することになった。 こうしたあり方は第2章で見たアメリカ、イギリス、カナダなどと比較 すると、きわめて異質であり、世界標準の方法から逸脱しているといわ

ざるを得ない. そろそろ, **日本の選挙区割りの方法も世界標準へ変える**• • • <u>必要があり</u>, **その時期に来ているのではないだろうか**.」 (強調 引用者)

と述べている。

【 【 (本書 32~34 頁)

1

「区割規定」の「改正案」の「作成」の日(令和4〈2022〉年6月16日)において、【「本件区割規定」の各選挙区の最大人口較差が2倍以上(例えば、「本件選挙」日直前の令和6年10月14日現在(甲22)及び「本件選挙」日現在(甲23)で、選挙区間の最大有権者数較差・2.06倍)であったこと】は、ルール(規範)違反という点では、

- ① <u>ゴルフで言えば、</u>打ったボールが OB (Out of Bounds) となったこと;
- ② 野球で言えば、打ったボールがホームベースと 1 塁ベース又は 3 塁ベース間のラインを越えたこと;
- ③ サッカーで言えば、蹴ったボールがサイドラインを越えたこと;
- ④ テニスで言えば、打ったボールが外側のラインを越えたこと;
- ⑤ 相撲で言えば、力士が土俵を越えたこと;

に相当する。

①ゴルフ、②野球、③サッカー、④テニス、⑤相撲のいずれでも、ルールは、 【上記①~⑤のルールに違反した当該選手につき、ペナルティーが伴うということ】である。(ルールに違反した場合は、ペナルティーが伴うという)当該ルールは、合理的かつ公正・公平であり、上記①~⑤の各スポーツにおいて、**厳格**に**適用される**。この理は、選挙についても、同様に当てはまる。

- **2** 「本件選挙区割り」については、**2つのライン**がある。
 - 即ち、①憲法の定める 1 対 1 の第 1 のライン (=1 対 1 〈一人一票等価値〉の第 1 のライン)と②法律(即ち、「区画審設置法」3 条 1 項、4 条 2 項)の定める 1 対 2 倍未満の第 2 のライン (= 最小人口の選挙区の人口と最大人口の選挙区の最大人口較差・1 対 2 倍未満の第 2 のライン)である。
 - **第2のライン**(即ち、「区画審設置法」3条1項、4条2項の定める1対2 倍未満の第2のライン)又は
 - 第1のライン (即ち、①憲法 56 条 2 項; ②1 条並びに前文第 1 項第 1 文後 段; ③前文第 1 項第 1 文前段; ④43 条 1 項の定める、1 対 1 の第 1 のラ イン〈=一人一票等価値のライン〉)を越えた場合、

「本件選挙」は、法律違反又は憲法違反となり、違法無効又は違憲無効である(第1の主張、第2の主張(下記第5(本書35~48頁))又は第3の主張(下記第3章(本書75~85頁))。

- **3** 更に、「本件選挙」は、「本件選挙」日で、各選挙区の間の最大有権者数較差が **2.06 倍**であり(<u>甲 23</u>)、
 - ① 憲法 56 条 2 項 (「両議院の議事は、この憲法に特別の定めのある場合を除いては、**出席議員の過半数**でこれを決し、」 (強調 引用者));
 - ② 憲法第 1 条 (「主権の存する日本国民」 (強調 引用者) 並びに憲法前文第 1 項第 1 文後段の (「主権が国民に存することを宣言し」 (強調 引用者)):
 - ③ 憲法前文第1項第1文前段(「日本国民は、**产当に選挙された国会に** おける代表者を通じて行動し、」 (強調 引用者))及び
 - ④ 憲法 43 条 1 項 (「両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する」 (強調 引用者))

が要求する【できる限りの一人一票等価値(=できる限りの人口比例選挙)の 要求】に違反する。

よって、「本件選挙」は、①憲法 56 条 2 項;②憲法 1 条並びに憲法前文第 1 項第 1 文後段;③憲法前文第 1 項第 1 文前段及び④憲法 43 条 1 項に**違反す 3 の主張**〈下記第 3 章 (本書 75~85 頁) 参照〉)。

4 (求釈明の申し立て)

活動の正統性」論】(本書93~94頁)参照)。

原告らは、被告らに対し、令和4(2022)年6月16日又は同年同月同日が不可の場合は、同年同月同日以前であって同年同月同日に最も近接する日の、「本件区割規定」の各小選挙区の中の、最大人口の小選挙区の住民基本台帳人口及び最小人口の選挙区の住民基本台帳人口の各値を本法廷に提出するよう求める。

その理由は、国のみが当該値を保有しており、原告らは、当該値を本法廷 に提出できないからである。

「区画審設置法」3条1項、4条2項違反の「本件区

割規定」に基づく「本件選挙」で当選した国会議員は、憲法前文第1項第1文前段の「上当に選挙された国会における代表者」に該当しない(第5章【「国会の

(以下 余白)

- 第5【「本件選挙」は、①平成23年大法廷判決(衆)、②平成25年大法廷判決(衆)、③平成27年大法廷判決(衆)、④平成30年大法廷判決(衆)、⑤令和5年大法廷判決(衆)の【①違憲状態か否か、②「合理的期間」が徒過したか否かについての判断基準】に照らし、違憲状態であり、かつ「合理的期間」を徒過しているので、憲法違反である】(第2の主張)(本書35~48頁)
- 序 もし仮に、上記第1~4 (本書1~34頁) の『「本件選挙区割り」は、「区画審設置法」3条1項、4条2項違反である』旨の第1の主張が立たない場合は、原告らは下記1~7 (本書35~48頁) のとおり、『「本件選挙」は、平成23年大法廷判決(衆)(甲3)、平成25年大法廷判決(衆)(甲4)、平成27年大法廷判決(衆)(甲5)、平成30年大法廷判決(衆)(甲27)及び令和5年大法廷判決(衆)(甲28)の【①違憲状態か否か、②「合理的期間」が徒過したか否かについての判断基準】に照らし、違憲状態であり、かつ「合理的期間」を徒過しているので、憲法違反である』旨主張する(第2の主張)。
- 1 令和5年大法廷判決(衆)(甲28)は、

『平成30年大法廷判決(衆)(甲27)は、

【次回令和(2020)年国勢調査までの5年間を通じて各選挙区間の人口の最大較差が2倍未満となるよう当該選挙区割りが定められ、これにより当該選挙日当日における選挙区間の選挙人数の最大較差が 1 対 1.979 に縮小したこと】を踏まえ、「平成30年大法廷判決は、平成29年改正法までの立法措置の内容やその結果縮小した較差の状況(1対1.979 引用者注)を考慮すると、平成29年選挙において、1人別枠方式を含む旧区割基準に基づいて配分された定数に変更がなくこれとアダムズ方式により各都道府県の定数

配分をした場合に配分されることとなる定数を異にする都道府県が存在していることをもって本件選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反するということはできず、平成29年選挙当時には新区画審設置法3条1項のでに沿った選挙制度の整備が実現されていたということができる」と評価して、『当該選挙は、違憲状態ではない』旨判示した。』旨

- 2 「本件選挙区割り」は、令和2 (2020) 年国勢調査の結果による人口での選挙 区間の最大人口較差が 1.999 倍であるので、令和2 (2020) 年国勢調査以降令和 7 (2025) 年簡易国勢調査迄の 5 年間を通じて (但し、日本はその間、一貫して人口減少すると予測される)、当初の期間を除いて、各選挙区間の最大人口 較差は、一貫して「2 倍以上」となると統計上合理的に予想される (上記第3、3 (本書 13~14 頁) 参照)。
- 3 よって、「本件選挙区割り」又は「本件選挙」は、各選挙区間の最大有権者数較差が**2倍以上**(即ち、2.06 倍)であるので、上記1 (本書 35~36 頁)の平成 30 年大法廷判決(衆)の判断基準に照らし、①「区画審設置法」3 条 1 項、4 条 2 項の運転に沿った選挙制度といえず(平成 30 年大法廷判決(本書 36 頁) 参照)、違憲状態であって、かつ、②下記7 (本書 45~48 頁) 記載のとおり、「合理的期間」も徒過したと解されるので、違憲である。
- 4 令和5年大法廷判決(衆)(甲28)は、令和3(2021)年選挙(衆)につき、 「新区割制度と一体的な関係にある本件選挙区割りの下で拡大した較差 も、新区割制度の枠組みの中で是正されることが予定されているという

ことができる」(強調 引用者)

として(民集77巻1号21頁)、**違憲状態**でない、と判示した。

しかしながら、「本件選挙」は、「本件選挙」日で、各選挙区間の最大有権 者数較差が 2.06 倍(即ち、2倍以上)であり、新区割制度の枠組みの中で是 正」されていない。

したがって、令和5年大法廷判決(衆)の当該判示に照らして、「本件選挙」 は、**違憲状態**である。

更に、下記**7** (本書 45~48 頁) に示すとおり、**「合理的期間」**も**徒過済**であるので、「本件選挙」は、**違憲**である。

5 (本書37~40頁)

(1) 平成30年大法廷判決(衆)(甲27)は、

【次回令和2 (2020) 年国勢調査までの5年間を通じて各選挙区間の人口の最大較差が2倍未満となるよう当該選挙区割りが定められ、これにより当該選挙日当日における選挙区間の選挙人数の最大較差が1対1.979 に縮小したこと】を踏まえ、【「平成29年改正法までの立法措置の内容やその結果縮小した較差の状況(1対1.979 引用者注)を考慮すると、平成29年選挙において、1人別枠方式を含む旧区割基準に基づいて配分された定数に変更がなくこれとアダムズ方式により各都道府県の定数配分をした場合に配分されることとなる定数を異にする都道府県が存在していることをもって本件選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反するということはできず、平成29年選挙当時には新区画審設置法3条1項の超言に沿った選挙制度の整備が実現されていたということができる」(令和5年大法廷判決参照)】として、『当該選挙は、違憲状態ではない』旨判示した。

(2) 上記 1 (本書35~36頁) で述べたとおり、令和5年大法廷判決(衆)は、『「平成30年大法廷判決は、平成29年改正法までの立法措置の内容やその結果 縮小した較差の状況(1対1.979 引用者注)を考慮」 (強調 引用者) して、

「平成29年選挙当時には**新区画審設置法3条1項の<mark>趣</mark> 旨に沿った選挙制度**の整備が**実現**されていたということができる」(強調 引用者)として、【当該選挙は、違憲状態ではない】旨判示した。』旨判示した。

上記**令和 5 年大法廷判決(衆)** の判示に照らして、令和 5 (2023) 年大法廷判決(衆) も、上記(1) (本書 37~38 頁) の平成 30 年大法廷判決(衆) の判示を肯定している、と解される。

- (3) 7 平成 30 年大法廷判決 (衆) の上記 (1) (本書 37~38 頁) の判示は、①【平成 29 年選挙当時、各選挙区間の最大選挙人数較差が 1.98 倍であったこと】及び②【次回の令和 2 (2020) 年国勢調査の各選挙区間の見込人立を用いたこと】を前提とするものである。
 - 平成 29 (2017) 年 4 月 19 日「改定案」の「勧告」(以下、「平成 29 年 勧告」ともいう)では、平成 27 年 (2015) 簡易国勢調査の日本国民の人口においての各選挙区間の最大人口較差は、(平成 32 年 (2020) 年「見込人口」を考慮した上での) 1.956 倍であって(下記注1)、(令和 7 (2025)年「見込人口」を考慮しない)令和 4 (2022)年6月16日「改定案」の「勧告」(以下、「令和 4 年勧告」ともいう)の、令和 2 (2020)年国勢調査の日本国民の人口においての各選挙区間の最大人口較差・1.999 倍とは截然と

第1章 【①「本件選挙区割り」及びそれに基づく「本件選挙」は、「区画審設置法」3条1項、 4条2項違反であり(第1の主張);②最高裁判例の判断基準に照らし、違憲状態 であり、かつ「合理的期間」を徒過しているので、憲法違反である(第2の主張)】

区別される(総務省ウェブサイト:「平成29年4月19日衆議院小選挙区選 出議員の選挙区の画定案・改定案の勧告 参考資料 資料 1/2 頁 (甲 81 の 1)、同令和4年6月16日付(甲81の2))。

注1) 平成29年4月19日衆議院小選挙区選出議員の選挙区の画定案・改定案の勧告 参考資料 資料 1 2 頁 (甲 81 の 1)

「 ○ 最大人口較差

今回の改定案

(平成27年日本国民の人口)

最大: 神奈川 16 区 554,516 人 最小: 鳥 取 2区 283.502 人

1.956倍

(平成 **32** 年**見込人口**)

最大: 東京22区554.880人 最小: 鳥取 1区 277,569 人

1. 999倍 」 (強調 引用者)

「選挙当日で、各選挙区間の最大人口較差が 2 倍未満であること」を合 格基準とすると、**令和 4 年勧告(最大較差 1.999 倍)** 及びそれを受け入れ た国会は、不合格であり、**平成 29 年勧告(**同 1.956 倍)及びそれを受け入 れた国会は合格である。

ウ 川人貞史衆議院議員選挙区画定審議会長(当時)は、『日本の選挙制度と1 票の較差』(東京大学出版会 2024年)207頁で、

「区割り審は、2022年2月21日に「区割り改定案の作成方針」をとりまと めたが、その内容は、過去2回のものとはいくつかの点で異なっている。

(略) その内容は、1. 区割り基準として、(1)選挙区人口の最大較差を 2 倍未満とし、(2)人口最少の鳥取の2選挙区の人口を均等化し、(略)としている。これらの基準のうち、(1)、(2)は2020年国勢調査の日本国民の人口についてのみ適用する基準であり、2015年国勢調査の日本国民人口と2020年見込人口の双方について適用した2017年より緩くなっている。」

(強調 引用者)

と記述する(甲57)。

即ち、同記述のとおり、同川人貞史衆議院議員選挙区画定審議会長(当時) 自身が、「各選挙区間の最大人口較差を2倍未満」との基準は、

「2020 年国勢調査の日本国民の人口について**のみ**適用する基準であり、 2015年国勢調査の日本国民人口と2020年**見込人口の双方**について適用 した2017年より**緩くなっている**。」(強調 引用者) と自認している。

- 6 一 令和5年大法廷判決(衆)は、【アダムズ方式完全実施により、各選挙 区間の最大人口較差は2倍未満になる】と、「区画審」/国会・性善説に立って 善解して『当該選挙は、違憲状態ではない』旨判決した可能性がある一(本書40~ 45頁)
- (1) 平成 30 年大法廷判決(衆) (甲 27) は、

「本件区割規定に係る改正を含む平成28年改正法及び平成29年改正法による改正は、平成32年に行われる国勢調査の結果に基づく選挙区割りの改定に当たり、各都道府県への定数配分を人口に比例した方式の一つであるア

ダムズ方式により行うことによって、選挙区間の投票価値の較差を**相当程度 縮小させ、その状態が安定的に持続するよう立法措置を講じた**」(強調 引用者)

ことを評価して、『平成 29 年選挙(最大較差・1.979 倍)は違憲状態ではない』 旨判示した。

記

平成 30 年大法廷判決(衆): (本書 41~43 頁)

「そして、本件選挙区割りの下における選挙区間の投票価値の較差は、平成27年国勢調査の結果による人口の最大較差において**1対1**.**956**、本件選挙当日の選挙人数の最大較差においても**1対1**.**979**に縮小され、選挙人数の最も少ない選挙区を基準として較差が2倍以上となっている選挙区は存在しなくなったというのである。

このように、本件区割規定に係る改正を含む平成28年改正法及び 平成29年改正法による改正は、平成32年に行われる国勢調査の結果に基づく選挙区割りの改定に当たり、各都道府県への定数配分を人口に比例した方式の一つであるアダムズ方式により行うことによって、選挙区間の投票価値の較差を相当程度縮小させ、その状態が安定的に持続するよう立法措置を講じた上で、同方式による定数配分がされるまでの較差是正の措置として、各都道府県の選挙区数の0増6減の措置を採るとともに選挙区割りの改定を行うことにより、上記のように選挙区間の人口等の最大較差を縮小させたものであって、投票価値の平等を確保するという要請に応えつつ、選挙制度の安定性を確保する観点から漸進的な是正を図ったものと評価することができる。

もっとも、本件選挙においては、平成24年改正法及び平成28年改 正法により選挙区数が減少した県以外の都道府県について、1人別枠 方式を含む旧区割基準に基づいて配分された定数に変更はなく、その

中には、アダムズ方式による定数配分が行われた場合に異なる定数が 配分されることとなる都道府県が含まれている。しかし、前記2(4)か ら(7)までのとおり、平成24年改正法から平成29年改正法までの立 法措置によって、旧区画審設置法3条2項が削除されたほか、1人別枠 方式の下において配分された定数のうち議員1人当たりの人口の少な い合計11県の定数をそれぞれ1減ずる内容の定数配分の見直しや、 選挙区間の投票価値の較差を縮小するための選挙区割りの改定が順次 行われたことにより、本件選挙当日における選挙区間の選挙人数の最 大較差が上記のとおり縮小したものである。加えて、本件選挙が施行さ れた時点において、平成32年以降10年ごとに行われる国勢調査の 結果に基づく各都道府県への定数配分をアダムズ方式により行うこと によって1人別枠方式の下における定数配分の影響を完全に解消させ る立法措置が講じられていたものである。このような立法措置の内容 やその結果縮小した較差の状況を考慮すると、本件選挙において、1人 別枠方式を含む旧区割基準に基づいて配分された定数とアダムズ方式 により各都道府県の定数配分をした場合に配分されることとなる定数 を異にする都道府県が存在していることをもって、本件選挙区割りが 憲法の投票価値の平等の要求に反するものとなるということはできな 11

以上の事情を総合的に考慮すれば、本件区割規定は、投票価値の平等の要請にかなう立法的措置を講ずることを求めた平成23年大法廷判決以降の各大法廷判決の趣旨に沿って較差の是正を図ったものであり、投票価値の平等を最も重要かつ基本的な基準としつつ、新たな定数配分の方式をどの時点から議員定数の配分に反映させるかという点も含めて、国会において考慮することができる諸要素を踏まえた上で定められたものということができ、本件選挙当時においては、新区画審設

置法3条1項の**趣旨**に沿った選挙制度の整備が**実現**されていたという ことができる。」 (強調 引用者)

- (2) **ア 令和5年大法廷判決(衆)**(里28)は、下記(本書43~45頁)の通り、『2021年衆院選では、各選挙区間の最大選挙人数較差が2倍以上であったが、(最高裁が当該較差問題を解消すると考えた)立法措置(アダムズ方式採用)が講じられていたので、アダムズ方式が当該選挙時に全選挙区で100%採用・実施されていなくても、当該選挙は、違憲状態ではない』旨判決した。
 - イ 最高裁は、『アダムズ方式を 100%採用・実施すれば、新区画審設置法 3 条 1 項の**趣旨**に沿った選挙制度のもと、各選挙区間の最大人口較差は 2 倍未満になる』と「区画審」/国会・性善説に立って、善解して、『当該選挙は、違憲状態ではない』旨判決した可能性がある。
 - ウ しかしながら、(アダムズ方式が全選挙区で100%採用・実施された)「本件 選挙」で、各選挙区間の最大人口較差は**2倍以上(2.06倍)**であった。
 - エ よって、【令和5年大法廷判決(衆)の『当該選挙は、違憲状態ではない』旨の判示が、(上記「区画審」/国会・性善説に立つ)善解によるものであること】が明らかとなった、と解される。
 - **オ** 「本件選挙」は、**違憲状態**であり、かつ**『合理的期間』**を**徒過済**である解されるので、**違憲**である(下記**7 合理的期間**(本書45~48 頁)参照)。

記

令和5年大法廷判決(衆)(甲28)(本書43~45頁)

「<u>平成30年大法廷判決は、</u>上記の基本的な判断枠組みに立った上で、平成29年選挙当時の本件選挙区割りについて、前記2(7)のとおり、選挙区

間の投票価値の較差を相当程度縮小させその状態が安定的に持続するよう新区割制度が設けられた上、平成28年改正法の附則の規定により、0増6減の措置を前提に次回の大規模国勢調査が行われる平成32年(令和2年)までの5年間を通じて選挙区間の人口の較差が2倍未満となるよう本件選挙区割りが定められ、これにより同選挙当日における選挙区間の選挙人数の最大較差が縮小したことをもって、投票価値の平等を確保するという要請に応えつつ選挙制度の安定性を確保する観点から漸進的な是正を図ったものと評価し、このように、新区割制度及び本件選挙区割りから成る合理的な選挙制度の整備が既に実現されていたことから、いまだアダムズ方式による各都道府県への定数配分が行われておらず、1人別枠方式を含む旧区割基準に基づいて配分された定数に変更がなくこれとアダムズ方式により各都道府県の定数配分をした場合に配分されることとなる定数を異にする都道府県が存在しているとしても、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態は解消されたものと評価することができると判示したものである。

本件選挙は、平成29年選挙と同じく本件選挙区割りの下で行われたものであるところ、その後、更なる較差是正の措置は講じられず、本件選挙当時には、前記2(8)のとおり、選挙区間の較差は平成29年選挙当時よりも拡大し、選挙人数の最大較差が1対2.079になるなどしていた。しかしながら、新区割制度は、選挙区の改定をしてもその後の人口異動により選挙区間の投票価値の較差が拡大し得ることを当然の前提としつつ、選挙制度の安定性も考慮して、10年ごとに各都道府県への定数配分をアダムズ方式により行うこと等によってこれを是正することとしているのであり、新区割制度と一体的な関係にある本件選挙区割りの下で拡大した較差も、新区割制度の枠組みの中で是正されることが予定されているということができる。このような制度に合理性が認められることは平成30年

大法廷判決が判示するとおりであり、上記のような本件選挙区割りの下で 較差が拡大したとしても、当該較差が憲法の投票価値の平等の要求と相い れない新たな要因によるものというべき事情や、較差の拡大の程度が当該 制度の合理性を失わせるほど著しいものであるといった事情がない限り、 憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至ったものということはで きない。

そして、本件選挙当時における選挙区間の投票価値の較差は、自然的な人口異動以外の要因によって拡大したものというべき事情はうかがわれないし、その程度も著しいものとはいえないから、上記の較差の拡大をもって、本件選挙区割りが本件選挙当時において憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたものということはできない。」(強調 引用者)

7 合理的期間(本書45~48頁)

(1) 【「区画審」が、令和4(2022)年1月の住基人口に基づく最大人口較差が2倍以上であること(例えば、令和4(2022)年1月で、最大人口較差・2.034倍(本書27頁)(甲19))を認識していたか又は認識することを怠っていたかのいずれであるかに拘わらず(上記第43(3)②(本書28頁))、令和2(2020)年の国勢調査の結果による人口を用いて、1.999倍というぎりぎりの最大人口較差を持つ「改定案」を「作成」しかつ勧告したこと」は、違法であり、かつ違憲である。

令和6年(2024)~令和22(2040)年の間、46道府県の全てにおいて、人口が一貫して縮少すると統計上合理的に予測される中で(上記**第2**(本書3~10頁)参照)、「区画審」は、【勧告する「改正案」が、「文のまま公職選挙法13条別表第一となること】を合理的に予測していたか又は予測すべきだったと解される。

「改正案」について言えば、住基人口での、各選挙区間の最大人口較差が、 令和4(2022)年1月に、既に2.034倍に達していた(甲19)(本書27頁)。

当該事実に照らし、(今和4〈2022〉年6月16日に、「改正案」を「作成」かつ勧告した)「区画審」も、(勧告された「改正案」を同文のまま公職選挙法別表第一(13条関係)として、立法した)国会も、ともに、「本件選挙」日迄に、少なくとも、選挙区間の最大人口較差を2倍未満にするための取組みを具体的に行った、とは解されない。

よって、「本件選挙」は、違憲である。

(2) (本書 46~48 頁)

千葉勝美元最高判事は、下記のとおり記述する(「司法部の投げた球の重みー最大判平成29年9月27日のメッセージは?ー」法律時報89巻13号〈2017年12月〉6頁(甲29))。

「4 司法部の投げた球は軽かったのか?

(1) しかしながら、判決文を丁寧に検討すると、別なメッセージを読み解くことができよう。

選挙時の最大較差は前回の4.77倍から3.08倍と大幅に縮小している。しかし、いまだ3倍を超えた較差があり、これで是正として十分であると言い切るには躊躇せざるを得ない。確かに、長い間5倍前後で推移してきた較差を、対象地域の不満等を乗り越えて合区という処理をして大幅に縮小させたもので、その努力は多とすべきであるが、他方、これで違憲状態が解消されたと評価することは、改革の歩みを止めることになり、また、近年、投票価

値の平等について国民の間の意識が高まってきている状況の下では適当とは 言い難いところであろう。

(2) そこで、本判決は、平成27年改正時点では較差が3倍を下回り2.97倍まで縮小させた改正措置は評価できるとし、それに加えて、このまま放置すれば再び3倍を超える大きな較差が生じかねない状況にあって(既に3.08倍になっている。)、国会が、次の選挙までに更なる較差是正を行うという決意を示しており、これは、思い切って合区を採用して較差を縮小させた国会の姿勢がこれからも続けられ成果を得るはずだとみたのであろう。

すなわち、本判決(H29大法廷(参)引用者注)は、3.08倍まで較差が縮小され、それだけでは十分とはいえないとしても(十分であれば、即合憲判断がされたはずである。)、それに加え、更なる較差是正が確実に行われようとしていることを併せて評価して、今回は違憲状態とはいえないという判断をしたことになる。なお、これは、立法裁量の逸脱濫用の有無についての判断であり、その際に考慮すべき事情(要素)が従前とは異なる点はあるが、判断の枠組み自体を変えたものではなく、判例変更ではない。

- (3) そうすると、仮に、次回選挙までに較差是正の実現という将来的な立法対応がされるという本判決の前提が崩れ、較差拡大が放置されたまま選挙を迎える事態になった場合には、国会は較差是正のために自ら定めた期間での必要な努力を怠ったということになって、最高裁としては、もはや、従前のように「合理的期間を徒遇した」か否かを改めて検討する余地はなく、直ちに「違憲」と判断することが可能になったものともいえよう。
- (4) 以上によれば、今回の大法廷判決が国会に発したメッセージは、<u>いまだ較</u>差の是正が十分とはいえないので、更なる較差是正の努力を確実に続けて結果 を出すように、というものであり、その意味で、司法部が立法府に投げた球は、 **ずしりと重い**ものとして受け止めるべきではなかろうか。」(強調 引用者)

第1章 【①「本件選挙区割り」及びそれに基づく「本件選挙」は、「区画審設置法」3条1項、 4条2項違反であり(第1の主張);②最高裁判例の判断基準に照らし、違憲状態 であり、かつ「合理的期間」を徒過しているので、憲法違反である(第2の主張)】

「本件選挙」では、上記第1~第2 (本書1~10頁) に示すとおり、**人口が一貫して減少する**ため、本件選挙区割り施行日以降令和32 (2050) 年までの間 (本書4~5頁) (甲2、7~8頁 参照)、「本件選挙区割り」は、**一貫して1票最大較差が2倍以上**であり続け、最大較差が**2倍未満に**縮小することはあり得ない。

本件では、「仮に、次回選挙までに較差是正の実現という将来的な立法対応がされるという本判決の前提が崩れ、較差拡大が放置されたまま選挙を迎える事態になった場合」(強調 引用者)に該当するので、原告らは、上記千葉勝美説を援用して、「最高裁としては、もはや従前のように「合理的期間を徒過した」か否かを改めて検討する余地はなく、直ちに「違憲」と判断すること」(強調 引用者)(本書47頁)が妥当である、と主張する。

(以下 余白)

第6 【国会は、「本件選挙」日に至る迄、較差是正のための取組みを具体的 ・・・・・・・ に行っていない】(本書 49~50 頁)

- (1) 公職選挙法の一部を改正する法律 法律第89号(令4.11.28)の**附帯決議** (第210回国会閣法第15号) (甲24) は、
 - 「一 **この法律の施行後**においても、国会議員を選出する選挙制度は重要な課題のため**不断に見直していくべきものであり**、人口減少や地域間較差が拡大している現状を踏まえつつ、立法府の在り方を含め、議員定数や地域の実情を反映した選挙区割りの在り方等に関し、国会において抜本的な検討を行うものとする。
 - 二 当該検討に当たっては、速やかに、与野党で協議の場を設置し、円満かつ公正公平な運営の下、充分な議論を行い、次回の令和七年の国勢 調査の結果が判明する時点を目途に具体的な結論を得るよう努力する ものとする。
 - 三 今回の区割り改定により、区割りが変更される選挙区が多数に上る ため、政府においては、有権者に混乱が生じることのないよう新たな選 挙区に関し十分に周知徹底を行うこと。」 (強調 引用者)

と定める(甲24)。

- (2) しかしながら、住民基本台帳人口によれば、1票の最大人口較差・2.054 倍 (但し、住民基本台帳〈2023.1.1 現在〉による)である(日経新聞電子版) (<u>甲</u>7)。
- (3) 本件では、国会は、上記(1) (本書49頁) 記載のとおりの附帯決議付で、アダム ズ方式採用の選挙区割りに関する令和 4 (2022) 年改正法を立法した。

しかしながら、

- **1**【同法に同**附帯決議**が付されこと(甲 **24**)】;
- ②【衆議院選挙制度協議会により、令和5(2023).12.18 に、「現行制度の在り方に係る論理の整理、今後本格的な議論を深めていく際に必要な視点の提示などを内容とする報告書」が作成されたこと(甲25)(但し、甲25は、衆議院選挙制度協議会作成の報告書概要(但し、全1頁)である。】;
- ③【令和6(2024) 6.21 に、第213回通常国会 衆議院議院運営委員会で、「選挙等改革の推進に関する法律等」が「閉会審査」とされたこと(甲26)】に止まり、

令和4(2022)年改正施行日(令和4(2022).12.28)以降「本件選挙」日 迄の間、国会は、「区画審設置法」3条1項、4条2項の要求する、各選挙 区間の最大人口較差**2倍未満の要求**を満たすべく、**較差是正の取組みを 具体的に行っていない**(例えば、住民基本台帳人口 令和6(2024) 1.1 現在で、各選挙区間の最大人口較差 2.08 倍 甲8)。

(4) 上記(1)~(3) (本書49~50頁) に示すとおり、「本件選挙」日迄に、国会が各選挙区間の最大人口較差是正のための取組みを具体的に行っていない(即ち、「区画審設置法」3条1項、4条2項の各選挙区間の最大人口較差2倍未満の要求を満たすための、最大人口較差是正〈即ち、較差縮小〉の取組みを具体的に行っていない)ことから、本件では、「合理的期間」は既に徒過済である、と解される。

したがって、「本件選挙」及び「本件選挙区割り」は、違憲である。

第2章 人口比例選挙訴訟の目的と日本の現状 (本書 51~74 頁)

第 1 治者から被治者(国民)への権力の移動は、日本史上初め

て: (本書 51~52 頁)

- Ⅰ 人口比例選挙請求訴訟は、国民(被治者)が卑弥呼〈西暦 239 年〉以来日本史上初めて、主権を自分のものにするためにする行動である。
- 下記②~⑦に例示するとおり、日本の重要な歴史は、全て、治者と治者との間の権力の移動である。
 - ① 239 年 卑弥呼 帯方郡 (魏) に遣使
 - ② 1192年 源頼朝 征夷大将軍となる(治者と治者との間の権力の移動)
 - ③ 1336年 足利尊氏 入洛 (治者と治者との間の権力の移動)
 - ④ 1585年 豊臣秀吉 関白となる (治者と治者との間の権力の移動)
 - ⑤ 1603 年 徳川家康 征夷大将軍となる(治者と治者との間の権力の移動)
 - ⑥ 1868 年 明治維新 (治者と治者との間の権力の移動)
 - ⑦ 1945~1946 年 日本政府のポツダム宣言受諾、憲法制定、**非**人口比例選挙実施により、国会議員主権国家成立(治者〈天皇〉と治者〈国会議員〉との間の主権の移動)

IV

1 人口比例選挙では、全有権者の50.1%(過半数)が、全国会議員の50.1%(過半数)を選出する。

2 **11 ブロック**選挙¹⁾では、全有権者の **49.85%**が、全参議院議員の過半数を選出する(ただし、1 票較差は、3.03 倍〈2022 年参院選〉から**1.13 倍**に激減する) (和田淳一郎横浜市立大学教授〈2020.12.7〉「一票の平等はどこまでもとめられなくてはいけないか」

https://note.com/juniwada/n/naa6c7a7015b5・末尾の「参考資料」の「表 4」参照)(<u>甲 80</u>)。

11 ブロック選挙は、実質人口比例選挙である。

第2 人口比例選挙請求訴訟(参院選)の目的は、【最高裁・違憲 判決を得て、参院選を11ブロック選挙に変えて、国会議員主 権国家を国民主権国家にすること】: (本書 52~60 頁)

(序)

原告ら代理人ら全国弁護士グループは、原告らを代理して 2009 年 8 月から今日 迄の 15 年間に、全ての国政選挙について、全 14 高裁・高裁支部で(但し、2009 年衆 院選〈小選挙区〉については、8 高裁・高裁支部のみ)、人口比例選挙請求訴訟を提起し、 134 個の高裁判決及び 10 個の最高裁大法廷判決が言渡された(但し、2013 年 以降、毎国政選挙ごとに、各原告が、全衆院選小選挙区(300~289 個の小選挙区)、 及び全参院選選挙区(47~45 個の選挙区)で、提訴している)。

人口比例選挙請求訴訟と現在の日本の状況は、下記 【~**Ⅲ** (本書 53~60 頁) のとおりである。

¹⁾ 参議院選挙制度改革協議会において、公明、維新、社民は、11 ブロックを、共産は、10~11 ブロックを提案している。公明党案は、最大較差は1.131 倍。

⁽参照): 平成 30 年 5 月 7 日付参議院改革協議会選挙制度に関する専門委員会報告書 (https://www.sangiin.go.jp/japanese/aramashi/ayumi/pdf/141426houkoku.pdf) 平成 26 年 12 月 26 日付選挙制度協議会報告書 (https://www.sangiin.go.jp/japanese/aramashi/ayumi/pdf/180507houkoku.pdf)

1 非人口比例選挙(国会議員主権国家)(本書 53 頁)

- ① 明治憲法は天皇主権である。
- ② 日本国のポツダム宣言受諾という**変革**により、現憲法が成立した(宮沢俊義東 大教授「八月革命と国民主権主義」『世界文化』第1巻第4号68頁 1946年5月参照)。
- ③ ポツダム宣言受諾・現憲法制定により、**主権**は、憲法上、天皇から国民に移動した。
- ④ ところが、国会が**非**人口比例選挙の選挙制度を立法したため、**主権**は、天皇から、国民に移動しないで、実質、国会議員に移動し、爾後今日に至るまで、 **非**人口比例選挙が維持されている。

そのため、日本は、憲法制定時から今日まで、国民主権国家であったことがなく、**国会議員主権国家**のままである。

- ⑤ **人口比例選挙請求訴訟の目的**は、【国民が、最高裁違憲判決を得て、(憲法に違反して、国会議員が行使している)**主権**を、国会議員から回復すること】である。
- ⑥ 換言すれば、人口比例選挙請求訴訟の目的は、ポツダム宣言受諾・現憲法制 定の1次変革(天皇から国会議員への主権の移動)に次ぐ、2次変革(国会議 員から国民への主権の移動)の実現である。
- ① 升永英俊著『統治論に基づく人口比例選挙請求訴訟Ⅳ』(日本評論社 2023.9.30)の Ⅰ (1~8頁) は、統治論を記述している (但し、法学館憲法研究所 ウェブサイト (https://www.jicl.jp) 『特別寄稿「人口比例選挙請求訴訟の目的・現状・展望」 ほか』 (https://www.jicl.jp/articles/opinion 20240329.html) の中の

「統治論 / 『国会の活動の正統性』論」参照) (下記**第3章 統治論** (本書 75~85 頁) **参照**)。

統治論の理屈は、簡単である。

原告ら代理人らは、2009年から一貫して、人口比例選挙請求訴訟で統治論 を主張している。

II 2021 年衆院選と 2022 年参院選(本書 54~55 頁)

① 2021 年衆院選(但し、小選挙区で、較差 2.08 倍)では、比例代表で、主権を有する全有効投票者数の 47%から得票したに過ぎない自民・公明(与党)が、比例と小選挙区の合計で、全衆議院議員の 63%の議席を獲得の上、国会で、過半数決で、岸田氏を首相(行政権の執行者〈長〉)に指名した(本書 78 頁参照)。

2022 年参院選(但し、選挙区で、較差 3.03 倍)では、比例代表で、主権を有する全有効投票者数の 46% (半数未満)から得票したに過ぎない自民・公明(与党)が、比例と選挙区の合計で、全参議院議員の 60% (過半数)の議席を獲得した (本書79 頁参照) (下記第3章 (本書75~85 頁)参照)。

これらの非人口比例選挙では、行政権の執行者(内閣総理大臣)が、**主権者** の過半数 (50.1%) の投票とは 無関係に、常に、(国会議員の資格としては、主権を有しない) 国会議員の過半数決で指名されるので、日本は、国民主権国家ではなく、国会議員主権国家である。

これは、国民主権を定める**憲法 1 条および同前文第 1 項第 1 文後段**に**違反**する。

② 他方、人口比例選挙では、主権者の過半数(50.1%)が、国会議員の過半数(50.1%)を選出し、国会議員の過半数(50.1%)を通じて、間接的に、行政権の執行者(内閣総理大臣)を決定する。

即ち、人口比例選挙の国家は、国民主権国家である。

よって、非人口比例選挙が人口比例選挙に変われば、日本は、国会議員主権国家から国民主権国家に変わる。

③ 参院選に限って言えば、**11 ブロック**(前場神注**1**)(本書 52 頁)になれば、今の**国会議 員主権国家**は、実質、国民主権国家に変わる。 <u>その理由は、11 ブロックであれば、全有権者の 49.85%が、全参院議員の</u> 50.1%(過半数)を選出するからである(甲 80)。

|| 日本だけが非人口比例選挙(本書 55~60 頁)

① 日本、韓国、米連邦、英国、仏国、独連邦の6か国(ただし、いずれも、OECD 加盟国)の中で、日本のみが、(1票較差・2.08倍(ただし、衆院選)および 同3.03倍(ただし、参院選)の非人口比例選挙で選出された議員を含む)両院 が、過半数決で、行政権の執行者(内閣総理大臣)を決定している。

日本以外の上記 5 か国は、人口比例選挙または概ね人口比例選挙での過半数決で、行政権の執行者を決定している。

即ち、韓国、仏国は、それぞれ、完全人口比例選挙(=1人1票等価値)の大統領選挙で、大統領を決定している。

独連邦は、議院内閣制であり、2023年の改正法で、完全人口比例選挙 (=1人1票等価値)で選出された連邦議会議員が、過半数決で、行政権 の執行者(首相)を決定する(但し、法学館憲法研究所ウェブサイト『特別 寄稿「人口比例選挙請求訴訟の目的・現状・展望」ほか』

(https://www.jicl.jp/articles/opinion 20240329.html) の中の「ドイツ連邦議会議員選挙/完全人口比例選挙 議院内閣制のドイツ連邦議会議員選挙は、完全人口比例選挙 (本書86~92 頁) 参照) (甲 64、65)。

議院内閣制の独連邦は、完全人口比例選挙である。

米連邦 (United States of America) は 50 個の States (国。 但し州と和訳される。) から成

る連邦国家である。各 States 内では、各 States 議会選挙及び連邦議会下院議員選挙は、完全人口比例選挙(=1人1票等価値)である。米連邦大統領選は、厳格な人口比例選挙ではないが、2000~2020年の20年間で、【上位2者間で、相対的得票数の少ない大統領候補者が当選したこと】は、下記 A および E に示すのとおり、6回の中、2 ロのみ(2000年ブッシュ大統領と2016年トランプ大統領)である。

当該2回の米連邦大統領選の上位2者間の相対的得票比率をみると、2000 年ブッシュ大統領のそれは、49.7%(ただし、ゴアは、50.3%)であり、2016 年トランプ大統領のそれは、48.9%(ただし、ヒラリー・クリントンは、51.1%)である。

即ち、当該2つの大統領選挙は、厳格な人口比例選挙ではないが、概ね人口比例選挙である。

A 2000 年米大統領選

| | ブッシュ | ゴア | |
|--------------|------------|------------|----------|
| 得票数 | 50,456,002 | 50,999,897 | |
| 得票率 | 47.9% | 48.4% | (=96.3%) |
| 2 者間の相対的得票比率 | 49.7% | 50.3% | |

B 2004 年米大統領選

| | ブッシュ | ケリー | |
|--------------|-------------------------|------------|----------|
| 得票数 | 62,040,610 [[] | 59,028,444 | |
| 得票率 | 50.7% | 48.27% | (=99.0%) |
| 2 者間の相対的得票比率 | 51.2% | 48.8% | |

C 2008 年米大統領選

| | オバマ | マケイン | |
|--------------|------------|------------|----------|
| 得票数 | 69,498,215 | 59,948,240 | |
| 得票率 | 52.9% | 45.7% | (=98.6%) |
| 2 者間の相対的得票比率 | 53.7% | 46.3% | |

D 2012 年米大統領選

| | オバマ | ロムニー | |
|--------------|------------|------------|----------|
| 得票数 | 65,915,795 | 60,933,504 | |
| 得票率 | 51.1% | 47.2% | (=98.3%) |
| 2 者間の相対的得票比率 | 53.6% | 48% | |

E 2016 年米大統領選

| | トランプ | ヒラリー・クリントン | |
|--------------|------------|------------|----------|
| 得票数 | 62,979,636 | 65,844,610 | |
| 得票率 | 46.0% | 48.1% | (=94.1%) |
| 2 者間の相対的得票比率 | 48.9% | 51.1% | |

F 2020 年米大統領選

| | バイデン | トランプ | |
|--------------|------------|------------|----------|
| 得票数 | 81,283,501 | 74,223,975 | |
| 得票率 | 51.3% | 46.8% | (=98.1%) |
| 2 者間の相対的得票比率 | 52.3% | 47.7% | |

英国は、連合王国 (United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland) であり、かつ議院内閣制である。2023 年当時、定数 650 の各小選挙区の有権者数は、議員1人当たりの全国平均有権者数の±5%以内である(但し、全有権者の0.46%に相当する5小選挙区を除いて)。英国は概ね人口比例選挙で選出された議員が、過半数決で行政権の執行者(首相)を決定する。

② 1992~2020 年の 29 年間の国民一人当たり「平均賃金」 (Average Wage) (但し、購買力平価) の値の推移は、下記【表 1】のとおりである (OECD の公表データ 日本政府は、同公表データに異議を申し立てていない)。

【表1】

| | 1992 年平均賃金 (A) | 2020 年平均賃金 (B) | 1992 年から 2020 年の 推移 (B÷A) x 100% |
|----|-------------------|-------------------|-------------------------------------|
| 日本 | 37,483 米ドル | 38,515 米ドル | 102.7% |
| 韓国 | 23,796 米ドル | 41,960 米ドル | 176.3% |
| 独国 | 42,562 米ドル | 53,745 米ドル | 126.2% |
| 仏国 | 35,577 米ドル | 45,581 米ドル | 128.1% |
| 英国 | 33,306 米ドル | 47,147 米ドル | 141.5% |
| 米国 | 48,389 米ドル | 69,392 米ドル | 143.4% |

国民一人当たり平均賃金 (average wage) を見ると、

1992~2020 年の 29 年間で、日本、韓国、米国、英国、仏国、独国の 6 か国 (ただし、いずれも、OECD 加盟国) のなかで、日本だけが、僅か 2%増加の フラット状態で、他の 5 か国は、すべて右肩上がりで、他の 5 か国中最低の独 国すら、26%増加である。

日本の国民一人当たり平均賃金 (average wage) は、絶対額でも、6 か国のうちの最低で、38,515 米ドル(ただし、韓国は41,960 米ドル)である。

- ③ 向こう 29 年間の将来の日本を考えると、衆院選で1 票較差 2 倍、参院選で1 票較差 3 倍の各非人口比例選挙を維持し続ければ、過去 25 年間、与党であった自民党が主導するであろう与党が、向こう 29 年間も、政権を維持し、従来と概ね同様の政治を継続すると容易に予測される。そのため、【非人口比例選挙の日本の国民一人当たり平均賃金が、他の 5 か国並みの右肩上がりの軌道に乗ること】は、困難であろうと合理的に予測される。
- ④ 『地方の国民の利益のために、1 票較差の現状は、許容さるべきである』旨の 議論がある²⁾。

しかしながら、向こう 29 年間、この 1 票較差許容の選挙制度が継続したと仮定すると、**地方の国民も、都市の国民も、**共に、国民一人当たり平均賃金はフラット状態に止まり、先進諸国との対比では、**共に、没落**してゆく深刻なリスクがあろう。

そのような事態に至るリスクのある、**非人口比例選挙**は、**地方の国民にとっても、都市の国民にとっても、共に、利益にならない**であろう。

²⁾ 但し、「本件選挙」では、議員 1 人当たり有権者が最も多かった選挙区は、北海道 3 区 (461,457 人)、最も少なかった選挙区は鳥取 1 区 (224,060 人)で、その差は、237,397 人 (較差・2.06 倍)であった (甲23)。2022 年参院選でも、議員 1 人当たり有権者最も多かった選挙区は宮城県選挙区 (962,743 人)で、最も少なかった選挙区は福井選挙区 (317,564 人)で、その差は 645,179 人 (較差・3.03 倍)であった。

- ⑤ 下記の6か国間で比較する、人口比例選挙と投票率の関係:
 - A 2021年ドイツ連邦議会議員選挙

(但し、2023年改正により、完全人口比例選挙)

投票率:76% (甲 69)

- B 2022 年仏国大統領選挙(**完全人口比例選挙**) (上位2者の決選投票)
 - 1 位得票率 58% (18,779,641 票) (当選)

2位得票率 42% (13,297,760 票)

投票率:74% (甲 70)

C 2019 年英国議会議員選挙(概ね人口比例選挙)

投票率:68% (甲71の1)

2024 年英国議会議員選挙(概ね人口比例選挙)

投票率:60% (甲71の2)

(英国は、事前の選挙権登録を要件とする有権者登録制度を採用する。そのため、上記各投票率は、有権者登録制度を採用していない、独連邦、仏国、韓国の各投票率と比較すると低い。)

D 2020 年米連邦大統領選挙(概ね人口比例選挙)

投票率:67% (甲72の1)

2020 年米連邦大統領選挙(概ね人口比例選挙)

投票率:65% (甲 72 の 2)

(米連邦は、選挙権登録を要件とする有権者登録制度を採用する。貧困層、 黒人層、アメリカ原住民、中南米系米国人の各一部は、有権者登録をして ないので、投票できない。上記投票率(65%)は、有権者登録制度を採用 していない、独連邦、仏国、韓国の各投票率と比較すると低い。)

- E 2022 年韓国大統領選挙(完全人口比例選挙) (ただし、上位2者間の比率)
 - **1 位得票率 50.4%**(16,394,815 票)(当選)

2 位得票率 49.6% (16,147,738 票)

投票率:77% (甲 73)

F 2021 年日本・衆院選(較差 2.08 倍の非人口比例選挙)1 位 自公(与党) 得票率 47% ⇒ 首相を指名

投票率:56% (甲 74)

G 2024年日本・衆院選(較差 2.06 倍の非人口比例選挙)1 位 自公(与党) 得票率 40%

投票率:54% (甲 75)

⑥ 「本件選挙」(2024 年衆院選(較差 2.06 倍の**非**人口比例選挙)では、投票率が、人口比例選挙又は概ね人口比例選挙の上記⑤ (本書 59 頁)の他の 5 か国と比べて、54%と圧倒的に低率である。

日本は国政選挙の投票率が、上記⑤の他の5か国と比べて、**圧倒的に低い**のは、日本人の民度が低いことがその理由ではなく、【日本の国政選挙が、**非**人口比例選挙であること】(すなわち、**非**人口比例選挙のため、主権者からの**過半数得票**によっても、政権交代が生じないこと)が、その理由と考えられる。

⑦ 向こう 30 年間の日本の将来を考えるに、1992~2024 年の 33 年間停滞し続けている日本の現状を考慮すると、日本が、過去 33 年間の停滞から逃れて、上記② (本書57~58頁) の他の 5 か国並みの、国民 1 人当たり平均賃金の右肩上がりの軌跡を回復するために、実行可能な方策の 1 つは、【今の非人口比例選挙を人口比例選挙または概ね人口比例選挙(例えば、11 ブロック選挙)に変えて、政権交代が、国民の過半数の投票で出来るようにすること】であろう。

(以下 余白)

第3 2009 年~今日迄の、1 票較差の値の変遷: (本書 61~63 頁)

(1)

- ① 2009 年~今日までの 15 年間で、各判決により、1 票較差の値は、下記の通り変化した。
- ② 原告ら代理人ら全国弁護士グループは、2009 年~今日迄の 15 年間に、全国で提訴し、134 個の高裁判決と 10 個の最高裁大法廷判決を得た。
- ③ 以下は、134個の高裁判決と10個の最高裁大法廷判決の成果である。

【衆院選】

- * 2011 年大法廷判決により、人口比例選挙を阻害する「一人別枠制」廃止。
- * 2022 年法改正 (アダムズ方式) 施行。

2009 年選挙

(1 票較差〈小選挙区〉**1 対 2.3**)。 全人口の **46%**が、全衆院議員(比 例及び小選挙区選出議員の合計)の 50.1%(過半数)を選出。

2021 年選挙

(1 票較差〈小選挙区〉 **1 対 2.079**)。 **2022** 年法改正(アダムズ方式)に より、全人口の **48%**が全衆院議 員の **50.1**%(過半数)を選出。

【参院選】

2010 年選挙

(1 票較差〈選挙区〉**1 対 5.0**)。 全人口の**40%**が全参院議員(比例 及び選挙区選出議員の合計)の 50.1%(過半数)を選出。

2022 年選挙

(1 票較差〈選挙区〉**1 対 3.03**)。 全人口の **45%** (同上) が全参院 議員の 50.1% (過半数) を選出。

(2) 11 ブロック (参院選) の場合:

① 全有権者の 49.85% が、全参院議員の過半数を選出する(但し、人口比例 選挙の場合、全有権者の 50.1%の(過半数)が、全参院議員の過半数を選出する) (甲80)。

② 「平成 26 年参議院選挙制度に関する報告書」、「平成 30 年参議院選挙制度 改革に関する報告書」、「令和 4 年 6 項目に関する参議院改革協議会報告書」 のいずれにおいても、各会派は、合区制、ブロック制の 2 つの選択肢の採否に つき、議論しているが、同 2 択以外の選択肢について議論していない。

上記の参院の各協議会の歴史に照らせば、参院選挙制度改革の選択肢は、該 2択のみに限られる、と解される。

③ 合区制は、例えば 10 県 5 合区の場合、投票価値最大較差は、2.481 倍である(自民党脇座長案-平成 26 年報告書 10 頁)。

ブロック制は、例えば、**11 ブロック制**の場合、投票価値較差は、**1.131 倍** である(但し、公明党案 – 平成 **30** 年報告書 **76** 頁)。

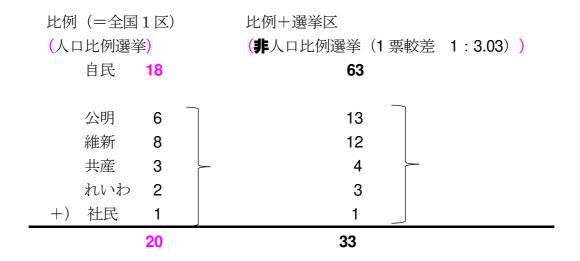
- ④ A 現在、(a) 公明; (b) 維新; (c) 社民は、11 ブロック支持である。
 - (d) 共産も、10~11 ブロック支持である。
 - (e) れいわも、最終的には 11 ブロック支持と推察される。
 - B 2022 年参院選 (但し、投票率 **52%**) の各政党の**得票率**:
 - a 自民の得票率(比例=全国1区) 34.4%
 - b 上記5 政党の得票率(比例=全国1区) 40.1%

(= (a)公明〈11.7%〉+ (b)維新〈14.8%〉+ (d)共産〈6.8%〉+

(e)れいわ〈4.4.%〉+ (c)社民〈2.4%〉)

(参考) 立憲民主の得票率(比例) 12.8%

C 2022 年参院選・各政党の獲得議席数:



(2022年参院選(選挙区)が、非人口比例選挙であるため、得票率(選挙区)が、自民・34.4%対上記5政党・40.1%であるにも拘らず、獲得議席数(比例+選挙区)は、自民・63対上記5政党・33である。)

(以下 余白)

第2章 人口比例選挙訴訟の目的と日本の現状 第4【1] (1)芦部教授の1対2説は、当時の一票の較差・1対4~ 5を前提とするものである。2 28 個の刊行物(但し、電 子版を含む)は、1対1説又は基本1対1説である。】

第4 【1 (1) 芦部教授の 1 対 2 説は、当時の一票の較差・1 対 4 ~ 5 を 前提とするものである。(2) 芦部教授は、1980 年に京極東京大学教授との対談の中で、『当該前提でない場合は、1 対 1 である』旨発言した。 2 28 個の刊行物(但し、電子版を含む)は、1 対 1 説又は基本 1 対 1 説である。】(本書 64~70 頁)

1 (本書 64~65 頁)

(1) 【故芦部信喜東大教授は、1票較差が概ね1対2に圧縮された現時点では、 1票較差・1対2説ではなく、1対1説に立たれる、と解される】

1980.6.1 の法律時報 52 巻 6 号 12~14 頁 (甲 61) の、芦部信喜・京極純一東 大教授間の「対談」の中で、芦部先生は、

「裁判所が介入することを認める以上、違憲判断の基準として計数的な基準があったほうがいいのではないか。そうすると、1対1.4というようなあまり厳格なかたちで考えると、裁判所が動かなくなる恐れがあるので、現在の1対4とか1対5とか、現状があまりにも不均衡状態にあってひどいものですから、現状を前提にして考えると、少なくとも1対2の範囲内で直せというようにやったほうが、さきほど問題にした定数増をあまり伴わないかたちでの再配分を、裁判所が介入して実現していくうえで一番プラクティカルな運用ができるのではないか、と考えるのです。」(同13~14頁)(強調引用者)

と発言している。

ここで、【芦部先生の 2 倍説は、1 票較差・4 倍、5 倍の 1980 年の**当時の** 「現状を前提」 _(強調 引用者) とした説であること】が、重要である。 (2) 更に、芦部教授は、同対談で、

「京極 芦部説の場合、最大限度が二倍ということでしょう。できれば 1対1が一番いいということですね。 声部 もちろんできればそれが一番望ましい わけです。」(同12頁)(強調 引用者)

と発言している(甲61)。

(3) 現在、衆院選(小選挙区)の1票の最大較差は、下記**表1**に示す通り1980年 当時の1票較差・4倍、5倍ではなく、概ね2倍に迄大幅に縮小しているが、2 倍以上の投票価値の不平等が常態化している。

1 票較差は、**芦部 2 倍説の前提**たる 1980 年当時の 1 票較差・4 倍、5 倍ではなく、概ね 2 倍に縮小している現在であれば、芦部教授は、**裁判所を動かす ことを目的**として当時唱えられた 2 倍説ではなく、1 倍説(人口比例選挙説)に立たれる、と解される。

表1

| | 最大選挙区 | 最小選挙区 | 最大/最小 | 最大/最小 |
|-------------------|-----------|-----------|-----------|----------------|
| | | | 選挙区の | 選挙区の 有権 |
| | | | 有権者数の差 | 者数の較差 |
| 平成 26 年衆院選 (平成 | 492,025 人 | 231,081 人 | 260,944 人 | 2.129 |
| 26 〈2014〉年12月14日施 | (東京都第1区) | (宮城県第5区) | | |
| 行) | | | | |
| *選挙当日有権者数 | | | | |
| 平成 29 年衆院選 (平成 | 472,423 人 | 238,771 人 | 233,652 人 | 1.979 |
| 29年〈2017〉10月22日施 | (東京都第13区) | (鳥取県第1区) | | |
| 行) *選挙当日有権者数 | | | | |
| 令和3年衆院選(令和3 | 480,247 人 | 230,959 人 | 249,288 人 | 2.079 |
| 年〈2021〉10月31日施行) | (東京都第13区) | (鳥取県第1区) | | |
| *選挙当日有権者数 | | | | |
| 令和6年衆院選(令和6 | 461,457 人 | 224,060 人 | 237,397 人 | 2.059 |
| 年〈2024〉10月27日施行) | (北海道3区) | (鳥取県第1区) | | |
| *選挙当日有権者数 | | | | |

- 2 28 個の刊行物(但し、電子版を含む)は、1対1説又は基本1対1説である (本書 66~70 頁)
- (1) 原告ら代理人・升永英俊弁護士が調査した限りでは、1989~2024年の間に発表された憲法研究者の刊行物(但し、電子版を含む)に限って言えば、「人口比例選挙」説又は「基本人口比例選挙」説の刊行物は、少なくとも、下記のとおり、28 個である。
 - ①君塚正臣横浜国立大学教授「判例評論」判例時報 2296 号 150 頁(甲 30)、
 - ②**佐藤幸治**京都大学教授(当時)『憲法〔第3版〕』(青林書院、2003年)479 頁(甲31)、
 - ③**長谷部恭男**東京大学教授(当時)『憲法〔第7版〕』(新世社、2018年)178 頁(甲 32)、
 - **④辻村みよ子**東北大学名誉教授『憲法〔第 5 版〕』(日本評論社、2016 年)326 頁(甲 33)、
 - ⑤**安念潤司**中央大学教授「いわゆる定数訴訟について(二)」成蹊法学 25 号 88 頁 (1987 年) (甲 34)、
 - ⑥阪本昌成広島大学教授(当時)『憲法理論Ⅱ』(成文堂、1993 年) 292 頁(甲35)、
 - ⑦**長尾一紘**中央大学名誉教授『日本国憲法〔第 3 版〕』(世界思想社、1998 年) 170 頁(甲 36)、
 - ⑧渋谷秀樹立教大学教授『憲法〔第2版〕』(有斐閣、2013年) 217頁(甲37)、
 - ⑨和田進神戸大学教授(当時)「議員定数の不均衡」ジュリスト増刊(有斐閣、2008年)185頁(甲38)、
 - **⑩戸松秀典**学習院大学教授(当時)『平等原則と司法審査』(有斐閣、1990年) 325・326頁(甲 39)、
 - ①橋本基弘中央大学教授「参議院定数不均衡問題をめぐる最高裁大法廷令和2年 11月18日判決について - 裁判所と国会、国民との対話-(一)、(二)」 (法学新報第128巻3・4号〈令和3年10月15日〉、同5・6号〈令和3年 12月10日〉)(甲40)、

- ②**棟居快行**専修大学専門職大学院法務研究科教授「「一票の重み」は人権であり、かつ統治でもある」憲法研究所ウェブサイト(<u>甲41</u>)、
- ③**高橋和之**東京大学名誉教授『立憲主義と日本国憲法 第5版』(有斐閣、2020年)324頁(甲43)、
- (**) 木下智史**関西大学教授 ジュリスト (No.1332) 2007.4.10 「参議院議員定数配 分規定の合憲性 平成 18 年 10 月 4 日 大法廷判決」7 頁 (甲 44)、
- ⑤**宍戸常寿**東京大学教授「世界の潮 最高裁判決で拓かれた『一票の較差』の新 局面」世界 2011 年 6 月号(岩波書店)24 頁(甲 45)、
- **16齊藤愛**千葉大学教授「平成 28 年参議院議員選挙と投票価値の平等」法学教室 2018/3 号 No.450 50 頁 (甲 46)、
- ①**川岸令和**早稲田大学教授(当時)執筆、長谷部恭男編『注釈日本国憲法(2)』(有 斐閣、2017年) 204頁(甲47)、
- **⑱蟻川恒正** 東京大学教授(当時)「[座談会]憲法 60 年-現状と展望」ジュリスト No.1334(2007.5.1)(有斐閣)24~26 頁(甲 42)、
- (9**斉藤一久** 名古屋大学准教授(当時)「2019(令和元)年参議院議員選挙と投票価値の平等」法学教室 2021/5 号 No.488 57 頁(甲 48)、
- **⑩南野森** 九州大学教授 法学教室 2016 Spring 13 頁(日本評論社)(<u>甲 49</u>)
- ②尾形健 同志社大学教授(当時)「平成29年衆議院議員選挙投票価値較差訴訟大法廷判決」判例時報2433号(判例評論734号)168頁(甲50)、
- ②**上田健介** 近畿大学教授(当時)「経済教室」日本経済新聞 2017.6.5 東京版 14 頁(甲 51)、
- ②牧野力也東京家政大学院大学講師「「一票の較差」の違憲審査基準に関する考察」 筑波法政第 54 号(2013)70 頁(甲 52)、
- ②中村良隆名古屋大学日本法教育センター特任講師 (当時)「書評 升永英俊『統治論に基づく人口比例選挙訴訟』日本評論社、2020 年」Web 日本評論 https://www.web-nippyo.jp/18405/(甲53)、
- ②上脇博之神戸学院大学教授「参議院選挙区選挙の最大較差 5.13 倍を違憲とはしなかった 2006 年最高裁大法廷判決」速報判例解説 憲法 No.1 日本評論社 12 頁 (甲 54)。
- **10田中祥貴**桃山学院大学教授「令和 4 年参議院議員選挙と「一票の較差」ジュリスト No.1597(2024 年 5 月 20 日)(甲 55)
- ②中川淳司元東京大学教授 2024 年 2 月 13 日 10:00 公開 有斐閣 Online 『諸外

第2章 人口比例選挙訴訟の目的と日本の現状 第4【1 (1) 芦部教授の1対2説は、当時の一票の較差・1対4~ 5を前提とするものである。2 28 個の刊行物(但し、電 子版を含む)は、1対1説又は基本1対1説である。】

国における選挙区割りの見直し』の「Ⅲ考案」(甲56)

- ②**川人貞史**衆議院議員区画定審議会会長(当時)東京大学名誉教授著『日本の選挙制度と1票の較差』(東京大学出版会 2024) 215 頁(甲 57)
- (2)① 芦部信喜(著者)・高橋和之(補訂者)『憲法第八版』(岩波書店、2023年)150頁は、「**この二対一の基準**は、学説では広く支持されている」と記述している(甲 58)。しかしながら、同記述は、1 票較差・4~5倍を前提とした芦部信喜東大名誉教授の説を記述したものと解される(芦部信喜東京大学教授(当時)・京極純一東京大学教授(当時)対談『選挙をめぐる法理と条理』(法律時報 52 巻 8 号 (1980.6.1) 13~14 頁 (甲 61) 参照)。
 - ② 同書の補訂者たる高橋和之東大名誉教授は、高橋和之『立憲主義と日本 国憲法 第5版』(有斐閣、2020年)324頁(甲43)で、「選挙権は、 日本国憲法においては概念上当然に、相互に平等な内容を有するという意 味を内包しているのではなかろうか。」と記述しており、高橋和之教授自 身は、一人一票等価値と考えておられると解される。
 - (3)① 高橋和之教授は、芦部(著者)・高橋(補訂者)『憲法第八版』(<u>甲</u> <u>58</u>)の中で、【『自らの 1 対 2 説は、1 票の較差・4~5 倍の現状を前提として主張している』旨の芦部教授の発言(法律時報 52 巻 8 号(1980.6.1)13~ 14 頁)に触れていない。
 - ② 安西文雄明治大学教授執筆「第二章 投票価値の平等について」(高橋和之 長谷部恭男編『芦部憲法学 軌跡と今日的課題』岩波書店 2024 年) 178~199 頁】も、同様である。(甲59)

第2章 人口比例選挙訴訟の目的と日本の現状 第4【1 (1) 芦部教授の1対2説は、当時の一票の較差・1対4~ 5を前提とするものである。2 28 個の刊行物(但し、電 子版を含む)は、1対1説又は基本1対1説である。】

- ③ 安西文雄教授及び高橋和之教授は、夫々、論稿の中に、【芦部信喜東京大学教授(当時)・京極純一東京大学教授(当時)対談『選挙をめぐる法理と条理』(法律時報 52 巻 8 号 (1980.6.1) 13~14 頁参照)の12、13~14 頁の中、上記1 (本書64~65頁) 記載の芦部教授の発言】を記述するよう求められよう。
- (4) 又、安西文雄教授は、高橋和之 長谷部恭男編『芦部憲法学 軌跡と今日 的課題』(岩波書店 2024 年)の自らの執筆部分「第二章 投票価値の平等に ついて」の 196 頁 (甲 59) で、注「(17)」として、

「これに対し、1対2に至ってはならないとするのが通説(**主要な 論者**は芦部)である。」 (強調 引用者)

と記述する。

更に、同著の192頁(甲59)で、

「芦部が主唱した較差限界 2 倍論(もっとも参議院についてはもう少し緩和する)について、どうとらえるべきか、いまいちど考え直してみる必要がありそうである。憲法規範それ自体が 2 倍未満を要請していると解するべき (A説) だろうか。 それとも、憲法規範それ自体としてはあくまで投票価値の完全な平等を求めているのであり、選挙区割りの技術的困難さに由来するやむをえない平等からの乖離以外は認めないのだが、司法府としてはこの規範につき過小執行せざるをえない。司法府の判断を立法府が無視することのないよう、実現すべきコアの部分のみに限定したラインで判断せざるをえない。そういった司法的過小執行を考慮に入れたものが、投票価値較差 2 倍未満論なのだとみるべき (B説) だろうか。

現時点でSagerの理論を参酌してとらえ直してみれば、やはり司法的過小執行を考慮に入れたB説の立場ではなかったか、と推察される。」(強調 引用者)

と記述する。

(5) 原告ら代理人升永英俊弁護士が調査した限りでは、平成 21 (2009) 年 8 月~今日(令和 6 (2024).10.27) までの約 15 年間の刊行物を調べた限りでは、少なくとも衆院選について言えば、その間に、**非**人口比例説を新たに発表した憲法学者は、**0人**である。

第 5 書評(橋本基弘中央大学教授 中央大学副学長):(本書 70~71 頁)

書評・升永英俊著『統治論に基づく人口比例選挙訴訟IV』(評者:橋本基弘中央大学教授)(Web 日本評論)_(https://www.web-nippyo.jp/34076/) は、下記のとおり記述する(甲 62)。

「議員定数不均衡訴訟において、升永弁護士は、裁判の実務と憲法の学説の間を橋渡しする役割を担ってきた。<u>その貢献は、平等選挙実現にとどまらない。民主主義とは何か、国家の正当性とは何かを考える上で、欠かすことのできない重要性を伴っている。むしろ、升永弁護士が、**歴史を作ってきたというべきか。**(略)</u>

その過程で、升永説は、人口比例選挙を、選挙権論の域から統治機構の 問題へと移行させた。ここに升永説の特徴を見いだすことができる。これ は、「較差がどこまで開くと平等選挙の原則に違反するか」という、ある 種不毛な議論から、「**国民の過半数が国会の過半数を選ぶのが民主** 主義の原則だ」との議論へと発想を転換するものであった。

この発想は、憲法学者には、思いもつかなかった。憲法学者は、選挙権論として、投票価値の平等とはどういうものなのかを考え続けてきた。その結果、最高裁が示す、さして理由のない、1対2とか、1対3のような較差の適否をあれこれ議論してきたにとどまっていたのである。これは、ある意味で、ゴールのないマラソンを走っているような議論であった。

升永説は、定数不均衡訴訟における理論的な隘路から抜け出るため、民主国家における選挙の意味、民主的正当性とは何かに関する議論から検討を開始する。マラソンのゴールを明確に定めるのである。選挙のたびに提起される議員定数不均衡訴訟とそのたびに出される最高裁大法廷判決に振り回されるのではなく、より大きな枠組みから、民主国家における選挙は人口比例選挙でなければならない、というゴールラインを引いた。これは慧眼である」(強調 引用者)

第6 米連邦最高裁首席判事 (Chief Justice) の言葉:(本書 71~72 頁)

2018 年 10 月 16 日、ロバーツ現米国連邦最高裁判所首席判事(John G. Roberts, Jr., Chief Justice)は、ミネソタ大学ロースクールでの講演で、

「They (the political branches 筆者注) speak for the people」

(訳 彼ら(政治部門。即ち、米国大統領と米国連邦議会 筆者注)は、 国民のために発言します。

「We (the judicial branch 筆者注) do not speak for the people, but we speak for the Constitution.」

(訳 <u>私共(即ち、司法部門 筆者注)は、**国民のために発言しません。** 私共は、憲法のために発言します。</u>)

旨発言した(下記講演録〈本書72頁〉)参照)。

ロバーツ米国連邦最高裁首席判事講演録 2018 年 10 月 16 日(ミネソタ大ロースクール) https://www.youtube.com/watch?v=9i3RwW0ykE

https://www.youtube.com/watch?v=9i3RwW0y_kE 書き起こし(抜粋) (和訳)

I will not criticize **the political branches**. We do that often enough in our opinions.

But what I would like to do briefly is to emphasize how **the judicial branch** is, how it must be very different.

I have great respect for **our public officials.**

After all they speak for the people and that commands a certain degree of humility from those of us in the judicial branch who do not.

We do not speak for the people. but we speak for the Constitution.

Our role is very clear. We are to interpret the Constitution and laws of the United States and ensure that the political branches act within them.

私は、政治部門(複数)を批判しません。 それは、判決意見のなかで十分に行っ ておりますので。(笑)

私は、ここで、簡単にですが、**司法部門** がどのように異なっているか、どのよう に異なるべきか、を強調しておきたいのです。

私は公職に就いておられる方々に対し、大変な敬意の念を抱いております。

なにより、**彼らは国民のために発言します。**ですから、そうでない私ども司法部門の人間は、一定程度謙虚であることが求められます。

<u>私どもは、</u>国民のために発言しません。 私どもは、憲法のために発言します。

私どもの役割は非常に明確です。私どもは、合衆国憲法と連邦法を解釈し、政治部門(複数)がそれらの枠内で行動することを保障することです。

最高裁は、平成 25 年 11 月 25 日最高裁大法廷判決(衆)以降、人口比例選挙裁判については、「司法権と立法権との関係」論を採用されている。この「司法権と立法権との関係」論は、「三権分立」(又は「権力の分離」〈Separation of Powers〉)の法理念と矛盾する。

裁判官におかれて、ロバーツ現米国連邦最高裁判所首席判事の上記発言を分析・検討するよう求められる。

第7 1964 年米連邦最高裁判決(レイノルズ判決): (本書 73~74 頁)

1 当時アラバマ State (州) で、State 議会上院選挙で 41 対 1、同下院選挙で16 対 1 の投票価値の最大較差があった。

同事案は、アラバマ State の下院議員選(小選挙区)において、全 106 小選挙区のうち、最小人口の小選挙区と最大人口の小選挙区間の人口較差が 98,036 人 (=6,731 人-104,767 人) 又は **15.6** 倍 (≒104,767 人÷6,731 人) であった。

1964 年、米国連邦最高裁判所レイノルズ判決(Reynolds v. Sims, 377 U.S. 533) は、

The Equal Protection Clause requires that the seats in both houses of a bicameral state legislature must be apportioned on a population basis.

(訳(連邦憲法修正 14 条の) 平等保護条項は、【上院下院制議会の両院の議員の議席が、人口基準に基づいて割り当てられること】を要求する」)

と判決した(甲63)。

この 1964 年の米連邦最高裁判所レイノルズ判決一本で、全 State において、 各 State の内で、米国連邦下院議員選挙および State の両議会議員選挙は、人口 比例選挙になった。

2 他方で、日本では、1964年に、最高裁は、越山康弁護士(当時、司法修習生)提訴の人口比例選挙請求訴訟で、その請求を斥けた。

爾後今日迄の 60 年間に、衆参両院の人口比例選挙請求訴訟について、大法廷 判決、小法廷判決併せて、合計 34 個の最高裁判決(但し、衆院選で、15 個及 び参院選で 19 個) が言渡された(但し、衆院選・15 個の判決のうち、大法廷 判決は10個、参院選・19個の判決のうち、大法廷判決は12個)。

米連邦では、1964 年に、米連邦最高裁判決(レイノルズ判決)1本で、米全 (States) (州)で人口比例選挙が実現したことと異なって、日本では、1964 年の人口比例選挙請求訴訟についての最初の最高裁判決言渡し以降 60 年後の今日に至るまで、人口比例選挙請求訴訟は、未だ未解決のままである。

このように、日本では、人口比例選挙請求訴訟においては、「ゴールのないマラソン」(橋本基弘中央大学教授 上記第5 (本書70~71頁) 参照)を走っている状態が、最初に最高裁判決が言渡された1964年以降今日迄、延々と60年間、続いている。

この 60 年間、(投票価値の不均衡の是正未達成の選挙で当選した、「国会の活動の正統性」(平成 26 年大法廷判決(甲 5)の 5 判事(①金築誠志;②櫻井龍子;③岡部喜代子;④山浦善樹;⑤山﨑敏充の各判事)の補足意見)を有しない、国会議員を含む) 国会が、内閣総理大臣を指名し、立法を行い続けている。

日本の状況は、上記のとおり憲法の秩序が、崩壊している。

憲法は、【憲法81条の違憲立法審査権を有する最高裁が、当該現状を座視すること】を予定していない。

(以下 余白)

(1) (『主権者の過半数決』論)及び統治論(2) ([議員の1票・等価値/国民の1票・等価値]論)

第3章 【①憲法56条2項:②1条並びに前文第1項第1文後段:③前 文第1項第1文前段及び④43条1項は、出来る限りの人口 比例選挙を要求する】 (第3の主張) (本書75~85頁)

お治論(1)(『主権者の過半数決』論)及び統治論(2)(『議員の1票・等価値/国民の1票・等価値』論); (本書 75~82頁)

【憲法が、人口比例選挙を要求していること】は、下記1の統治論(1)(主権 者の過半数決論)(本書 75~80 頁)又は下記2の統治論(2)(議員/国民・一票等価値 論)(本書 80~82 頁)のいずれによっても説明できる。

1 統治論(1) (『主権者の過半数決』論)(本書 75~80 頁)

序

- ア 明治憲法は天皇主権であった。
- イ 日本国のポツダム宣言受諾という革命により、現憲法が成立した(宮沢俊 義「八月革命と国民主権主義」『世界文化』第1巻第4号68頁 1946年5月)。
- ウ ポツダム宣言受諾・現憲法制定により、主権は、天皇から国民に移動した。
- エ ところが、国会は**非**人口比例選挙を採用したため、主権を行使する権利は、 天皇から、国民に移動しないで、実質、国会議員に移動し、今日に至るも、 **非**人口比例選挙が維持されている。

そのため、日本は、憲法制定時から今日まで、国民主権国家であったことがなく、実質、国会議員主権国家のままである。

オ 人口比例選挙請求訴訟の目的は、【(憲法の定めにより主権を有する)国民

(1) (『主権者の過半数決』論)及び統治論(2) (『議員の1票・等価値/国民の1票・等価値』論)

が、(現在、憲法に矛盾して、国会議員が行使している)「主権を行使する権利」を、国会議員から回復すること】である。

(1) 主権とは、「国家の政治のあり方を最終的に決定する力」である³⁾。

主権(即ち、「国家の政治のあり方を最終的に決定する力」)は、内閣総理大臣を指名することを含むので、【内閣総理大臣を指名すること】は、主権の行使に該当する(下記平17年最大判(在外邦人選挙権剥奪違憲訴訟)参照)。

(2)ア 平成 17 年 9 月 14 日最高裁大法廷判決(在外邦人選挙権剥奪違憲訴訟)は、

「憲法は、前文及び1条において、主権が国民に存することを宣言し、国民は正当に選挙された国会における代表者を通じて行動すると定めるとともに、43条1項において、国会の両議院は全国民を代表する選挙された議員でこれを組織すると定め、15条1項において、公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利であると定めて、国民に対し、主権者として、両議院の議員の選挙において投票をすることによって国の政治に参加することができる権利を保障している。」 (強調 引用者)

と説示する(民集59巻7号2087頁)。

即ち、同説示は、『<u>憲法前文</u>、<u>1条</u>、<u>43条1項</u>、<u>15条1項</u>が、「<u>国民に対し、**主権者として、**両議院の議員の**選挙**において**投票**をすることによって**国の**政治に参加することができる権利を保障している。」(強調 引用者) 』旨説示している。</u>

_

³⁾ 編集代表金子宏ら『法律学小辞典〔第3版〕』537頁(有斐閣 1999年)

(1) (『主権者の過半数決』論)及び統治論(2) (『議員の1票・等価値/国民の1票・等価値』論)

- イ 上記ア記載のとおり、同説示は、国民の国政選挙の選挙権(すなわち、「国民 (が)、主権者として、両議院の議員の選挙において投票をすることによって国 の政治に参加することができる権利」(強調 引用者)(平成17年最大判。民集59巻7号 2087頁))の行使は、国民の"主権の行使"と捉えている。
- (3) 一方で、人口比例選挙では、**出席議員の過半数の全有効投票者からの得票数**の、**全有効投票数に対する百分率(50%超)**が、衆参両院のそれぞれの [出席議員の過半数の、全出席議員数に対する百分率(50%超)] と一致する。

他方で、**非**人口比例選挙では、出席議員の過半数の全有効投票者からの得票数の、全有効投票数に対する百分率 (50%超)が、衆参両院のそれぞれの [出席議員の過半数の、全出席議員数に対する百分率 (50%超)] と一致しない。

(4) 現在、日本は、両院選挙とも、**非**人口比例選挙であるので、各院で、出席議員の過半数の全有効投票者からの得票数の、全有効投票数に対する百分率(50%超)とは無関係に、常に、非人口比例選挙で選出された出席議員が、各院で、その過半数決で、内閣総理大臣(行政権の執行者)を指名している。

すなわち、非人口比例選挙の現在の日本においては、出席議員数の過半数の、主権を有する全有効投票者からの得票数の、全有効投票数に対する百分率(50% 超)とは無関係に、常に、(国会議員の資格で主権を有しない)国会議員が、各院で、出席議員の過半数決で主権を行使している、と解される(①憲法1条および前文第1項第1文後段;②前文第1項第1文の各違反)。

以上の理由により、**非**人口比例選挙の現在の日本は、国民主権国家ではなく、 国会議員主権国家である。

(1) (『主権者の過半数決』論)及び統治論(2) (『議員の1票・等価値/国民の1票・等価値』論)

(5) ① 2021 (令和3) 年衆院選の結果は、下記のとおりである。

| | 党派 | 獲得 | 小選挙区 | | | 比例代表 | | |
|-----|-----------|-----|------|----------------------|--------|------|----------------------|--------|
| 元初的 | | 議席 | 議席 | 得票数 | 得票率 | 議席 | 得票数 | 得票率 |
| Ė | 党 | 293 | 198 | 28,499,088.887 | 49.60% | 95 | 27,029,165.000 | 47.04% |
| | 自民 | 261 | 189 | 27,626,157.887 | 48.08% | 72 | 19,914,883.000 | 34.66% |
| | <u>公明</u> | 32 | 9 | 872,931.000 | 1.52% | 23 | 7,114,282.000 | 12.38% |
| | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 総計 | | 465 | 289 | 57,457,033 (有効票数) | 100% | 176 | 57,465,981 (有効票数) | 100% |

(https://ja.wikipedia.org/wiki/第 49 回衆議院議員総選挙 - Wikipedia)

衆院選(小選挙区)が、**非**人口比例選挙(較差:1:2.08)であるため、衆院選(小選挙区)で、自公(与党)の得票率は、合計で49.60%(=48.08%〈自〉+1.52%〈公〉)であり、衆院選(比例区)でのそれは、合計47.04%(=34.66%〈自〉+12.38%〈公〉)でしかないのに、自公(与党)の獲得議席は、選挙区及び比例区をみると、63.0%(=56.1%〈自:=261/465〉+6.9%〈公:=32/465〉)である。

2021年衆院について言えば、上記データより、【日本が、国会議員主権国家であって、国民主権国家でないこと】が証明される。

(以下 余白)

(1) (『主権者の過半数決』論)及び統治論(2) ([議員の1票・等価値/国民の1票・等価値]論)

② 2022 (令和4) 年参院選の結果は、下記のとおりである。

| 政党 | | 獲得議席 | 選挙区 | | | 比例区 | | |
|---------|----------|------|--------|----------------|--------|-----|----------------|--------|
| | | | 議席数 | 得票数 | 得票率 | 議席数 | 得票数 | 得票率 |
| <u></u> | <u> </u> | 76 | 52 | 24,203,788.241 | 45.51% | 24 | 24,437,676.774 | 46.09% |
| | 自民 | 63 | 45 | 20,603,298.241 | 38.74% | 18 | 18,256,244.836 | 34.43% |
| | 公明 | 13 | 7 | 3,600,490.000 | 6.77% | 6 | 6,181,431.938 | 11.66% |
| | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 総計 | | 125 | 125 75 | 53,180,014 | 100% | 50 | 53,027,542 | 100% |
| | | | | (有効投票数) | | 30 | (有効投票数) | 100 /0 |

(https://ja.wikipedia.org/wiki/第 26 回参議院議員通常選挙 - Wikipedia)

参院選(選挙区)が、**非**人口比例選挙(較差:1:3.03)であるため、参院選(選挙区)で、自公(与党)の得票率は、合計 45.51%(=38.74%〈自〉+6.77%〈公〉)であり、参院選(比例区)でのそれは、合計 46.09%(=34.43%〈自〉+11.66%〈公〉)でしかないのに、自公(与党)の獲得議席は、選挙区及び比例区をみると、60.8%(=50.4%〈自:=63/125〉+10.4%〈公:=13/125〉)である。

2022 年参院選について言えば、上記データより、【日本が、国会議員主権国家であって、国民主権国家でないこと】が証明される。

- (6) 非人口比例選挙は、憲法1条および前文第1項第1文後段に違反する。
- (7) 他方で、人口比例選挙では、出席議員の過半数に投票した(主権を有する)有 効投票者が、人口比例選挙で選出された国会議員を通じて、出席議員の過半数決 で、(すなわち、間接的に、) 内閣総理大臣を指名する(憲法1条および前文第1

(1) (『主権者の過半数決』論)及び統治論(2) (『議員の1票・等価値/国民の1票・等価値』論)

項第1文後段;憲法56条2項;前文第1項第1文前段)。

よって、人口比例選挙は、憲法 1 条および前文第 1 項第 1 文後段;56 条 2 項;前文第 1 項第 1 文前段に適合する。

- (8) なお、【憲法は、合理性の基準に照らして、実務上できる限りの人口比例選挙を要求している】と解される(下記 | (本書83~85 頁) 参照)。
- 2 統治論(2)(『議員の1票等価値/国民の1票等価値』論) (本書 80 ~82 頁)
- (1) 憲法 56 条 2 項の「両議院の議事」については、各院の各議員が、全員、**1票** (等価値)を投票する権利を有し、「出席議員の過半数でこれを決」する(憲法 56 条 2 項)。
- (2) 憲法 56 条 2 項の出席議員の過半数決の議決において、各議員は、全員、「**主 権**」(憲法1条及び前文第1項第1文後段) を有する「全国民を代表する」(憲法43条1項)「国 会における代表者」(憲法前文第1項第1文前段) である (憲法1条及び前文第1項第1文後段;前 文第1項第1文前段;43条1項 参照)。
- (3)ア 「両議院の議事」の出席議員の過半数決の議決において、各議員が投票する 1票が、全て等価値であるので、(「全国民を代表する」「国会における代表者」 でしかない)各議員(但し、国会議員の資格で主権を有しない。)は、全員、各 国政選挙の選挙区割り制(例えば、比例制、小選挙区制、選挙区制、ブロック制等)毎に、 【同じ人数(但し、全有権者数÷定数)(具体的な例として、2021 年衆院選(小選挙区)では、 364,430人《=全有権者数〈105,320,523人〉÷定数〈289人〉〉)】の主権を有する有権者

(1) (『主権者の過半数決』論)及び統治論(2) (『議員の1票・等価値/国民の1票・等価値』論)

から選出されることが求められる4。

けだし、【「両議院の議事」の過半数決の議決において、各議員の投票する1票が、全て等価値であること、すなわち、各議員が、全員、全て一人一票等価値であること】は、各議員が、そもそも、議員の資格で主権を有していないので、議員の資格自体を理由として、出席議員の過半数によって両議院の議事が決定されることを正統化し得ない以上、【各議員が、全員、各国政選挙の選挙区割り制毎に、同じ人数(ただし、全有権者数÷定数)の主権を有する有権者から選出されること】によって、初めて、出席議員の過半数決によって両議院の議事が決定されることを正統化し得るからである(憲法1条および前文第1項第1文後段;56条2項)。

重ねて言えば、【憲法 56 条 2 項の「両議院の議事」の出席議員の過半数決の 議決おいて、(国会議員の資格で主権を有しない) 各出席議員の投票する 1 票 が、全て等価値であること】は、【各議員が、全員、各選挙区割り制毎に、同じ 人数 (ただし、全有権者数÷定数) の主権を有する有権者から選出されること】以 外に正統化し得ないからである。

【各議員が、全員、各選挙区割り制毎に、同じ人数(ただし、全有権者数÷定数)の主権を有する有権者から選出されること】は、人口比例選挙(すなわち、1人1票等価値の選挙)によってのみ実現可能である。

⁴⁾ 参考例として、例えば、米国連邦フロリダ State の 2022 年の米国連邦議会下院議員選挙区割をみると、全 28 個の小選挙区(すなわち、各小選挙区から議員 1 人を選出する)のうちの、25 個の小選挙区の人口は、全て 769,221 人であり、2 個の小選挙区の人口は、769,220 人、そして残余の 1 小選挙区の人口は、769,222 人である。すなわち、その全 28 個の小選挙区の間の最大人口較差は、僅か 2 人 (2 人=769,222 人-769,220 人) である(参考資料:フロリダ州ウェブサイトhttps://www.floridaredistricting.gov/pages/submitted-plans)。

I 統治論(1)(『主権者の過半数決』論)及び統治論(2)(『議員の1票・等価値/国民の1票・等価値』論)

- ウ 上記ア〜イの解釈は、【主権を有する国民が、主権を行使して、「正当に選挙された国会における代表者を通じて行動」すること】(憲法 1 条および前文第 1 項第 1 文後段;前文第 1 項第 1 文前段;56 条 2 項)に適合する。
- エ よって、憲法1条および前文第1項第1文後段;56条2項;前文第1項第1 文前段は、人口比例選挙を要求している、と解される。
- (4) ただし、上記(3)**ア**(本書80~81頁) 記載の「同じ人数」は、実際の選挙では、合理性の基準に照らし、実務上できる限りの「同じ人数」で足りる、と解される。

(以下 余白)

第3章【①憲法56条2項;②1条並びに前文第1項第1文後段;③前文第1項第1文前 段及び④43条1項は、出来る限りの人口比例選挙を要求する】<u>(第3の主張)</u> II 憲法は、できる限り人口に比例する選挙を要求する

- || **憲法は、できる限り人口に比例する選挙を要求する:**(本書 83~85 頁)
- (1) 平成 23 年大法廷判決(衆)(甲3)は、

「他方、同条2項においては、前記のとおり1人別枠方式が採用されており、この方式については、前記2(3)のとおり、相対的に人口の少ない県に定数を多めに配分し、人口の少ない県に居住する国民の意思をも十分に国政に反映させることが出来るようにすることを目的とする旨の説明がされている。しかし、この選挙制度によって選出される議員は、いずれの地域の選挙区から選出されたかを問わず、全国民を代表して国政に関与することが要請されているのであり、相対的に人口の少ない地域に対する配慮は、そのような活動の中で全国的な視野から法律の制定等に当たって考慮されるべき事情であって、地域性に係る問題のために、殊更にある地域(都道府県)の選挙人との間に投票価値の不平等を生じさせるだけの合理性があるとはいい難い。」 (強調 引用者)

と記述する(民集65巻2号779頁)。

即ち、同記述の中の

「地域性に係る問題のために、殊更にある地域(都道府県)の選挙人と他の地域(都道府県)の選挙人との間に投票価値の不平等を生じさせるだけの合理性があるとはいい難い。」

の判示が、同記述の核心である。

同判示は、平成 25 年大法廷判決(衆)(甲 4)、平成 27 年大法廷判決(衆)(甲 6)、平成 30 年大法廷判決(衆)(甲 27)及び令和 5 年大法廷判決(甲 28)のいずれによっても、正当に判例変更されていないので、現時点でも、なお有効な判例である。

(2) 憲法 56 条 2 項、憲法 1 条、憲法前文第 1 項第 1 文前段は、【選挙が人口比例選挙(即ち、1 人 1 票選挙)であること】を要求する(統治論)。

とはいえ、憲法 56 条 2 項、憲法 1 条、憲法前文第 1 項第 1 文冒頭の要求する 人口比例選挙は、実務上、**合理的に実施可能な限りでの**人口比例選挙であれば足 りる、と解される。

(3)

- **ア**(7) <u>フロリダ State</u> は、全 27 個の小選挙区(即ち、各小選挙区から議員 1 人を選出する)からなり、22 個の小選挙区の人口は、全て 696,345 人であり(即ち、人口較差は、0人)、残余の 5 個の小選挙区の人口は、全て、各 696,344 人である。即ち、その全 27 個の小選挙区の間の最大人口較差は、僅か 1 人(1人=696,345人-696,344人)である⁵⁾ (甲 68) (前掲脚注 4) (本書 81 頁)も併せて参照)。
 - (4) ペンシルバニア State は、全 19 小選挙区からなり、そのうち、議員 1 人当り人口の最小の小選挙区の人口は、646,371 人であり、同最大の小選挙区の人口は、646,372 人であり、その最大人口較差は 1 人 (1 人=646,372 人-646,371 人) である⁶⁾ (甲 66 の 1、2)。

⁵⁾ フロリダ State 米国連邦下院議員選挙区割プラン(2014.8.7)(<u>甲 68</u>) https://www.flsenate.gov/PublishedContent/Session/Redistricting/Plans/h000c9057/h0 00c9057 pop sum.pdf

⁶⁾ 米国ペンシルベニア State 中部地区連邦地裁(Vieth v. ペンシルベニア State 195 F. Supp. 2d 672 (M.D. Pa. 2002))は、2002 年 4 月 8 日、「Act 1 (法律 1 号) は一人一票の法理を侵害し、一人一票の実現を妨げた」と述べ、更に、ペンシルベニア State 議会に対し、Act 1 (法律 1 号) の憲法違反を解消するための改正法案(a plan)を提出するために、3 週間を付与した。新しく立法された Act 34 (法律 34 号) では、選挙区間の最大人口較差は、1 人である(甲 66 の 1、2)。

第3章【①憲法56条2項;②1条並びに前文第1項第1文後段;③前文第1項第1文前 段及び④43条1項は、出来る限りの人口比例選挙を要求する】<u>(第3の主張)</u> II 憲法は、できる限り人口に比例する選挙を要求する

- (ウ) ニューメキシコ State は、全3 小選挙区からなり、全3 小選挙区の夫々の人口は、全て686,393 人であり、最大人口較差は 0 人である⁷⁾ (甲 67 の1、2)。
- イ 日本では、「本件選挙」では、議員 1 人当たり有権者をみると、最大選挙区 (461,457 人 《北海道3区》) と最小選挙区 (224,060 人 〈鳥取1区〉) の有権者数の 差は 237,397 人である (237,397 人=461,457 人 〈北海道3区〉 -224,060 人 〈鳥取1区〉) である (甲23)。
- **ウ** 日本の衆院選(小選挙区)の最大較差(<u>選挙区間の最大較差</u>: **237,397** 人) は、

上記ア(ア)のフロリダ State の場合(選挙区間の最大人口差: 1 人)、

- (4) のペンシルバニア State **の場合**(選挙区間の最大人口差: 1人)、
- (ウ) のニューメキシコ State の場合 (選挙区間の最大人口差: **0** 人)

と比べると、5 桁違いである。

(以下 余白)

⁷⁾ Egolf v. Duran, No. D-101-cv-201102942 ニューメキシコ State 地方裁判所は、2012 年 1 月 9 日、2010 年国勢調査に基づく連邦下院議員選挙区の区割りにつき、ニューメキシコ State の全 3 小選挙区の選挙区割りにおいて、<u>小選挙区間の人口差がゼロ</u>である案を支持した(甲 67 の 1、2)。

第4章 【議院内閣制のドイツ連邦議会議員選挙は、

完全人口比例選挙] (本書 86~92 頁)

I

① <u>ドイツ連邦議会議員選挙は、(各政党の得票数の全てを全連邦集計の第2票8)</u>により決定し、定数 (630 2023 年改正により) の 全て が、各政党の第2票の得票数に比例して、各政党に配分される、) 1 人 1 票等価値・選挙 (=完全人口比例・選挙)である(但し、2023 年改正により) 9) 10) 11) 12) 13) 14)

2021 年ドイツ連邦議会議員選挙の<mark>投票率は、77%(≒46,838,765</mark>〈全有 効投票数〉÷61,168,234〈有権者数〉**)**である(甲 69)。

⁸⁾ ドイツ連邦議会議員選挙では、1人の有権者は、小選挙区の中で、所属政党を記す候補 者宛に投票する第1票と、連邦全体の中で、特定の政党宛に投票する第2票(完全人口 比例)の2票を投票する。

⁹⁾ 山本真敬新潟大学准教授「連邦議会を「小さくする」ための選挙制度の大改正」(ジュリスト July 2023 59 頁) (甲 64) 参照。

¹⁰⁾ 大林啓吾・白石隆編『世界の選挙制度』(三省堂 2018) 山本真敬新潟大学准教授執筆「ドイツ」68~69 頁参照。

¹¹⁾ 山岡規雄国立国会図書館海外立法情報課「【ドイツ】連邦選挙法の改正」『外国の立法』No296-1 (2023.7) 参照。

¹²⁾ 小林宇宙一橋大学大学院法学研究科博士後期課「超過議席と選挙の平等」(一橋法学 20-3 2021.11)参照。

^{13) 2023} 年改正により、「第2票の得票率が5%未満の場合には第2票の議席配分が受けられないとする阻止条項は残るが、小選挙区で3議席以上獲得すれば第2票の配分を得られるとする基本議席条項が廃止された(新4条2項2号)。また、議席増加の主要因である超過議席及び調整議席条項は廃止され、連邦議会議員の法定定数は、598から630に変更された一方で、630を超える例外は認められない(新1条1項)。」(前掲⁹⁾ 山本59頁)。

¹⁴⁾ ドイツ連邦共和国大使館(駐日)のウェブサイト https://japan.diplo.de/ja-ja/themen/willkommen/bundestagswahl2017/940798 参照。

他方、2021 年衆院選・投票率は、**56%**(≒58,901,616〈全有効投票数〉÷105,320,523〈有権者数〉)であり(<u>甲74</u>)、また 2024 年衆院選・投票率は、**54%**である(<u>甲75</u>)。

人口比例選挙のドイツの投票率(77%)と非人口比例選挙の日本の投票率(56%)との間の差異は、甚だ大きい。

② 2021年ドイツ連邦議会議員選挙の結果(定数 598 議席。但し、全 735 議席〈超 過議席条項/調整議席条項により〉):

| | 得票数 | 得票率 | 獲得議席 |
|------------|--------------|-------|------|
| 1位 SPD | 11,949,756 票 | 25.7% | 206 |
| 2位 CDU/CSU | 11,173,806 票 | 24.1% | 196 |
| 3位 緑の党 | 6,848,215 票 | 14.8% | 118 |
| 4位 FDP | 5,316,698 票 | 11.5% | 92 |

(但し、2023年改正により、超過議席条項/調整議席条項は廃止され、かつ定数が、598から630に変更された。)

- ③ 上記②記載の得票数 1、3、4位の 3 党が、連立政権(与党)を成立させた:
 連立 3 党の第 2 票の総得票率は、51%(≒24,114,669 票〈=11,949,756+6.848.215+5.316.698〉÷46.838.765 票〈有効投票数〉) である。
- ④ 2021 年ドイツ連邦議会議員選挙をみると、第 2 票の得票数の僅差での過半数 (51%)が、与党を決定している。

他方、日本では、2021 年衆院選が**非**人口比例選挙であるため、比例代表で、 47% (即ち、半数未満)を得票したに過ぎない自民・公明が、比例選挙+小選 挙区選挙の合計で、衆院議員議席の過半数(**63%**)を獲得し、かつ出席議員の過半数で、首相を決定している。

但し、自公(与党)の得票率は、比例で、**47%(** ⇒27,029,165 〈=19,914,883 〈自〉+7,114,282 〈公〉〉÷57,465,981〈総有効投票数〉)にすぎない。

即ち、一方で、全連邦集計の1人1票等価値・選挙(=完全人口比例・選挙)のドイツ(但し、2021年連邦議会議員選挙)では、第2票の投票数の過半数(=51%)を得票した連立3政党が、与党であり、

他方で、非人口比例選挙の日本(但し、2021 年衆院選)では、**過半数得票未達** (=47%)の連立2政党(自公)が、与党である。

国家権力(行政権)の執行者(首相)の決定方法は、ドイツ(過半数決又は **多数決**)と日本(半数未満決又は**少数決**)では、**真逆**である。

⑤ 日本の小選挙区選挙・比例選挙並立制(衆院選)とドイツの第2票優先の選挙 制度の差異:

[日本]

衆院選は、小選挙区選挙(但し、各選挙区間の最大人口較差・約 2 倍の**非**人口比例選挙)と比例選挙を並立させる選挙である。全衆院議員の定数を 465 人とし、そのうちの 176 人を 11 ブロックの比例代表選挙で選出し、残余の 289 人を小選挙区選挙で選出する。

「ドイツ〕

各選挙人が政党を示して投票した第 2 票を、全連邦で集計し、各政党の得票数とし、第2票の各政党の全連邦集計の得票数に比例して、定数 (630) (但し、2023 年改正により) が各政党に配分される。

即ち、第2票の選挙は、全連邦集計の1人1票等価値・選挙(=完全人口比例・選挙)である。

- ⑥ ドイツ 2023 年改正による超過議席条項/調整議席条項の廃止:
 - A 各政党は、定数 (630 2023 年改正) について、全連邦集計の 第2票 の得票数 に比例して、各政党に配分された議席数を獲得する。
 - B 各選挙人の投票する第1票により、定数 630 人の中の 299 人を、299 個の小選挙区選挙で選出する(脚注⁹⁾山本 59頁) (甲 64)。
 - C 2023 年改正以前は、超過議席条項により、第1票により小選挙区選挙で当選した各政党所属の議員数が、第2票の得票で定数を配分された各政党の議員数を超過した場合、各政党は該小選挙区当選者を加算できた。

しかし、2023年改正で、超過議席条項/調整議席条項が廃止された。 そのため、2023年改正以降、各政党は、第2票での得票数で自らに配分された議員数を超えて、第1票で当選した議員を加算できなくなった。

- D 2023 年改正では、各政党につき、第2票で決定する配分議員数を満たすまで、 小選挙区候補者の第1票の得票率の高い順で議員として選出される(脚注⁹⁾山本 59頁)。
- ⑦ ドイツ 2023 年改正による、第1票(小選挙区選挙)の1票較差の基準の変更 (基本±15%から±10%に、かつ最大で±25%から±15%にそれぞれ変更):
 - A 299 個の各小選挙区の人口については、『小選挙区の議員1人当たり平均人口の±10%以内を基本とし、最大で、±15%とする』旨変更された(従来は、それぞれ15%および25%)(この点に限り、2026年1月1日施行)。

B 第1票の、小選挙区選挙の当該1票較差の基準の変更は、定数 (630 2023 年 改正)の、全連邦集計での第2票の各政党の得票数に応じての各政党への配分 にいささかも影響しない。

換言すれば、第1票の299個の小選挙区選挙の当該1票較差の基準の変更は、 【ドイツ連邦議会議員選挙が、定数 (630 2023 年改正) の全でについて、 第2票の全連邦集計の1人1票等価値・選挙 (=完全人口比例・選挙) である こと】に何らの影響も与えない。

Ш

- ① ドイツ連邦共和国大使館(駐日)は、下記の通り情報公開している^{前掲 14)}:
 - ●「2021 年 9 月 26 日、第 20 期連邦議会選挙が実施されました。」
 - ●「選挙制度

(略)

有権者は2票を持ち、第1票を各選挙区の候補者に、第2票を政党に投じます。この**第2票**の得票に**比例して、政党の全議席数**の配分が決まります。」(強調 引用者)

② 上記記述は、【ドイツ連邦議会の定数(630 2023年改正)の全てが、全連邦集計の各政党の第2票の得票数に比例して、各政党に配分されること(即ち、1人1票等価値・選挙〈=完全人口比例・選挙〉であること)】を裏付ける。(2023年改正により超過議席条項、調整議席条項が廃止された。)

Ш

① 2024/4/15 以前、原告ら代理人升永英俊弁護士は、ドイツは、小選挙区選挙の 1 票較差の基準は、小選挙区の議員1人当たり平均人口の±15%以内を基本とし、 最大でも±25%であると理解していた。 同弁護士にとっては、定数 (598) の残余・299 (=598-299) が法的にどう扱われるのか必ずしも明らかではなかった。

山本論文 (脚注 ⁹⁾ 甲 64 59 頁) は、「<u>議席</u>は、連邦全体で政党のラント候補者名簿に投じられた第2票の数に比例して各政党に配分され(る)」 (強調 引用者) と記述する。同論文は、『<u>議席</u>が定数 (598 〈但し、2023 年改正により 630 に変更〉)を意味する』旨明確に記述していないため、同弁護士は、【定数 (598 〈但し、2023 年改正により 630 に変更〉)の全てが、各政党の第2票の得票数に比例して、各政党に配分されること】を明確に認識できなかった。同弁護士の読解力が十分でないことがその理由である。

- ② しかし、同弁護士は、各関係論文を繰り返し精読し、かつドイツ連邦共和国大使館の Web 情報を得て、ようやく、2023 年の改正で、ドイツの連邦議会議員選挙が、【定数 (630 2023 年改正で、598 から 630 に変更)の全てが、全連邦集計の各政党の第2票の得票数に比例して各政党に配分される、1人1票等価値・選挙〈=完全人口比例・選挙〉)であること】を認識できた。
- ③ 2 つの山本論文(脚注 ⁹⁾ および脚注 ¹⁰⁾ (本書 86 頁) 以外に、ドイツの選挙を調査・分析した論文は、国立国会図書館調査官執筆の論文等が複数ある。いずれも、複雑・難解で、筆者は、一読して、『ドイツの選挙が、定数 (630)の全てについて、全連邦集計の各政党の第2票の得票数に比例して、各政党に配分される、1人1票等価値・選挙 (=完全人口比例・選挙)である』旨明確に理解できなかった。

寡聞にして、同弁護士は、『ドイツの選挙は、2023年の改正により、定数 (630 2023年改正で、598から630に変更)の全てが全連邦集計の各政党の第2票の得票数に比例して各政党に配分される、1人1票等価値・選挙〈=完全人口比例・選挙〉)である』旨明確に指摘する論文を知らない。

④ 【日本と同じ議院内閣制のドイツの連邦議会議員総選挙の定数 (630 2023 年 改正) の全てが、全連邦集計の各政党の第2票の得票数に比例して、各政党に配分される、1人1票等価値・選挙〈=完全人口比例・選挙〉)であること】は、重要である。

議院内閣制のドイツ連邦が、ラント(但し、国または、米国連邦の Sate(州) に相当する)の壁を越えて、連邦議会議員の定数 (630)の全てを全連邦集計の第2票の各政党の得票数に比例して各政党に配分する、1人1票等価値・選挙 (=完全人口比例・選挙)を実現している以上、日本が、憲法に従って、現在の国会議員主権国家(=主権者の全有効投票数の半数未満の得票率の政党(但し、連立政党を含む)が首相を指名する、非人口比例選挙の国家)を国民主権国家(=主権者の全有効投票数の過半数の得票率の政党(但し、連立政党を含む)が首相を指名する、人口比例選挙の国家)に変えるために、ドイツ連邦議会議員選挙を参考例の1つとして検討しない合理的理由はない。

IV

2024 年 7 月 30 日、ドイツ連邦憲法裁判所は、2023 年改正法について、『① 得票率 5%阻止条項は違憲である。②その他の各条項は、合憲である。』旨判決 した(甲 65)。

<u>すなわち、ドイツ連邦議会選挙制度は、2023</u>年改正法(ただし、得票率 5%阻止条項を除く)により、**完全人口比例選挙**(=1人1票等価値選挙)である(**ド** <u>イツ連邦憲法裁判所 2024 年 7 月 30 日判決参照)。</u>

(以下 余白)

第5章 【「国会の活動の正統性」論】(本書 93~94 頁)

1 平成 26 (2014) 年最高裁大法廷判決 (参) に於いて、『選挙は違憲状態である』 旨の多数意見を構成した 5 判事 (1 金築誠志判事; 2 櫻井龍子判事; 3 岡 部喜代子判事; 4 山浦善樹判事; 5 山﨑敏充判事) は、同判決文の中で、

「投票価値の不均衡の是正は、議会制民主主義の根幹に関わり、国権の最高機関としての国会の活動の正統性を支える基本的な条件に関わる極めて重要な問題であって、違憲状態を解消して民意を適正に反映する選挙制度を構築することは、国民全体のために優先して取り組むべき喫緊の課題というべきものである。様々な政治的困難を伴う作業であるとはいえ、国会自身が平成24年改正法の上記附則において主権者である国民に対して自らの責務の遂行の方針として宣明したとおり、今後国会において具体的な改正案の集約と収斂に向けた取組が着実に実行され、同附則の前記の定めに従って、平成24年大法廷判決及び本判決の趣旨に沿った選挙制度の仕組み自体の見直しを内容とする立法的措置ができるだけ速やかに実現されることが強く望まれるところである。」(判決20頁下9行~21頁1行) (強調引用者)

と補足意見を記述される(甲5)。

- 2 更に、同判決では、反対意見の4判事も同旨の意見であると解される(大橋 正春〈違憲違法の反対意見〉、鬼丸かおる〈違憲違法の反対意見〉、木内道祥〈違 憲違法の反対意見〉、山本庸幸〈違憲無効の反対意見〉の各判事)。
- 3 これらに加えて、令和4年10月18日東京高判(参)〈違憲状態判決〉(8民)(渡辺勇次、小口和宏、澤田文久)(甲60) も、

「しかしながら、参議院は、憲法上、衆議院とともに国権の最高機関として適切に民意を反映する責務を負うものであるところ、投票価値の不均衡の是正は、議会制民主主義の根幹に関わり、国権の最高機関としての国会の活動の正当性を支える基本的な条件に関わる極めて重要な問題であって、国の内外で解決困難な課題が増大し、参議院の役割がこれまでにも増して大きくなっている中、民意を適正に反映する選挙制度を構築することは、国民全体のために優先して取り組むべき課題であるといえる。」(強 引用者)

と判示する。

4 上記の全 15 最高裁判事の中の合計 9 最高裁判事の意見及び令和 4 年 10 月 18 日東京高判(参)(甲 60)の判示に照らせば、(1 票較差是正未達成の衆院選(小選挙区)および参院選(選挙区)で選出された)国会議員は、「国会の活動の正統性」を有しないだけでなく、内閣総理大臣についても、当該国会議員らを含む両院の過半数決で選出されているので(憲法 67 条 1 項)、現内閣総理大臣は、行政権を執行する正統性を有しない。

【現内閣総理大臣が、行政権を執行する正統性を有しないという問題」は、憲法上の重大問題ある。

5 【(「国会の活動の正統性」を有しない国会議員を含む) 両院が、憲法 改正の国会発議を行うこと】は、およそ、憲法が予定するものではなく、 もし将来それが起こるとすれば、最も深刻かつ根源的な憲 法違反である。

第6章 違憲無効論 (本書 95~99 頁)

1 【昭和 60 年大法廷判決 (衆) /事情判決】: (本書 95~96 頁)

昭和60年大法廷判決(衆)(甲2)は、

「たとえ当該訴訟において議員定数配分規定が違憲と判断される場合においても、これに基づく選挙を常に無効とすべきものではない。すなわち、違憲の議員定数配分規定によつて選挙人の基本的権利である選挙権が制約されているという不利益など当該選挙の効力を否定しないことによる弊害、右選挙を無効とする判決の結果、議員定数配分規定の改正が当該選挙区から選出された議員が存在しない状態で行われざるを得ないなど一時的にせよ憲法の予定しない事態が現出することによつてもたらされる本都合、その他諸般の事情を総合考察し、いわゆる事情判決の制度(行政事件訴訟法三一条一項)の基礎に存するものと解すべき一般的な法の基本原則を適用して、選挙を無効とする結果余儀なくされる不都合を回避することもあり得るものと解すべきである(昭和五一年大法廷判決参照)。」
(強調 引用者)

と判示する。

そして、4 判事(寺田治郎最高裁長官、木下忠良判事〈第二小法廷所属〉、伊藤正己判事〈第三小法廷所属〉、矢口洪一判事〈第一小法廷所属〉。ただし、寺田治郎最高裁長官は、最高裁を代表して、木下忠良判事も、事実上第二小法廷を代表して、伊藤正己判事も、事実上第三小法廷を代表して、田会に向けて最高裁判所裁判官・15人全員の意見として、『是正がされることなく、選挙が実施される場合は、無効判決もありうる』旨の警告をしていると解される。)は、補足意見として、同 1125~1126 頁で、

「 二 **昭和五八年大法廷判決(違憲状態判決)**は、昭和五五年六月施行の 衆議院議員選挙当時投票価値の較差が憲法の選挙権の平等の要求に反す るものであることを肯定しながら、いまだその是正のための合理的期間が 経過したものとはいえないとして、議員定数配分規定を憲法に違反するものと断定することはできないと判断したが、右投票価値の較差が憲法の選挙権の平等の要求に反する程度に至つていたことを重視し、議員定数配分規定はできる限り速やかに改正されることが望まれる旨を付言した。それにもかかわらず、その後現在まで右改正は実現していない。そして、右規定の是正のための合理的期間が既に経過していることは、多数意見、反対意見を通じて異論のないところであり、また、本判決の是認する原判決の違法宣言の実質が違憲宣言であることを併せ考えると、右是正の急務であることは、昭和五八年大法廷判決当時の比ではない。一日も早く右の是正措置が講ぜられるべきものであることを強調せざるを得ない。

三 ところで、右是正措置が講ぜられることなく、現行議員定数配分規定のままで施行された場合における選挙の効力については、**多数意見で指摘する諸般の事情を総合考察して判断される**ことになるから、**その効力を否定せざるを得ないこともあり得る。**その場合、判決確定により当該選挙を直ちに無効とすることが相当でないとみられるときは、**選挙を無効とするがその効果は一定期間経過後に始めて発生する**という内容の判決をすることも、できないわけのものではない。」(強調 引用者)

と記述する (甲2)。

2 【比較衡量(具体的な検討)】: (本書 96~99 頁)

【「本件選挙」では、全289 小選挙区で原告が提訴しているので、全289 小選挙区選挙が無効となる】

1 衆院選は、小選挙区選出選挙と比例代表選出選挙の併用であり、参院選も、選挙区選出選挙と比例代表選出選挙との併用である。

衆院選においては、比例代表選出議員の定数(176人)(公職選挙法4条1項)は、衆院議員の定数(465人)(同法同条同項)の1/3を超えている。

よって、衆院選(小選挙区)で、全 289 小選挙区において、違憲無効となった場合でも、比例代表選出衆院議員(176人)が定足数(155人)(憲法 56条1項)を満たすので、衆院は、100%有効に国会活動を継続し得る。

本件裁判では、選挙人らが、全 289 小選挙区で提訴しているので、最高裁が違憲無効判決を言渡す場合は、全 289 選挙区の各選挙が違憲無効となる。

したがって、本件裁判では、提訴された選挙区が千葉 1 区のみであった昭和 51 年大法廷判決(衆)の場合のような、千葉 1 区の選挙のみが無効となり、未提訴の他の選挙区の選挙が有効であるという、いわゆる**凸凹現象**という不都合は生じない。

「本件選挙」 (衆) が違憲無効とされても、**比例代表選出衆院議員が 存在**するため、「憲法の所期するところに必ずしも適合しない結果を生じる」
(強調 引用者)(昭和51年大法廷判決(衆)・民集30巻3号251(69)頁参照)(甲1)という事情が
存在しない(即ち、社会的混乱が生じない)。

【選挙無効判決により、国会議員の身分が失われても、「憲法の所期」しない事態は生じない】

2 憲法 54 条に基づき、衆議院は、解散される。衆議院議員が任期途中で解散により身分喪失することは、「憲法の所期」するところであり、解散は、社会的混乱に該当しない。

【選挙無効判決により、内閣総理大臣が身分を喪失しても、「憲法の所期」しない混乱は生じない】

3 「違憲無効」判決の言渡しにより、選挙が無効とされ、内閣総理大臣が地位を 失うと、社会的混乱や不都合が生じるか否かの問題を以下検討する。

憲法 70 条は、そもそも、何らかの事由により、内閣総理大臣が地位を失う場合があり得ることを予定する規定である。従って、「違憲無効」判決による内閣

総理大臣の地位の喪失は、**憲法 70 条が予定する範囲の中のこと**であって、<u>社会</u> 的混乱や不都合は生じない。

国会議員たる内閣総理大臣が「違憲無効」判決によって国会議員の地位を喪失した時は、憲法 70 条にしたがって、内閣は総辞職をしなければならない。この場合、憲法 71 条にしたがって、内閣は、新たに内閣総理大臣が任命されるまで、引き続きその職務を行う。

以上のとおり、選挙が「違憲無効」判決によって無効とされても、それは憲法が予定する範囲内でのことである。「違憲無効」判決の言渡し時に、内閣総理大臣がその地位を喪失しても、内閣が総辞職し(憲法 70 条)、内閣が、新たに内閣総理大臣が任命されるまで、引き続きその職務を行う(憲法 71 条)ので、「憲法の所期」しない、社会的混乱や不都合は生じない。

【将来効】

- |4|| 昭和 51 年大法廷判決(衆)民集 30 巻 3 号 251 頁(<u>甲 1</u>)は、
 - 「次に問題となるのは、現行法上選挙を**将来に向かつて形成的に無効**とする訴訟として認められている公選法二〇四条の選挙の効力に関する訴訟において、判決によつて当該選挙を無効とする(同法二〇五条一項)ことの可否である。この訴訟による場合には、選挙無効の判決があつても、これによつては**当該特定の選挙が将来に向かつて失効する**だけで、他の選挙の効力には影響がないから、前記のように選挙を当然に無効とする場合のような不都合な結果は、必ずしも生じない。」(強調 引用者)

と判示し、【公選法 204 条に基づく選挙無効請求訴訟の選挙無効判決の効力は、 遡求せず、将来に向って選挙を無効にするものであること】を明言している。 したがって、この点でも、社会的不都合や社会的混乱は生じない。

【正統性の欠如】

|5| **令和 5 年大法廷判決(衆)**(甲 28)は、

(較差の是正未達成の選挙で当選した、**国会の活動の正統性を有しない** 国会議員**を含む**)国会が、立法を行い、かつ行政権を司る内閣総理大臣を指名 するという)「憲法の所期」しない国家権力の行使」を容認するものである。

【比較衡量】

6 上記 1~5 (本書96~99頁) 記載の諸事情に照らして、

昭和51年大法廷判決(衆)及び昭和60年大法廷判決(衆)の事情判決の法理 (判例)(即ち、各利益の比較較量により選挙の無効・有効を決める法理)に従い、「本件選挙」は、各利益の比較衡量により、憲法98条1項(「この憲法(略)の条規に反する法律、命令,詔勅及び国務に関するその他の行為は、その効力を有しない。」)に基づき、「その効力を有しない」(強調 引用者)と解される。

(以下 余白)

第7章 立証責任は、国にある:(本書100~103頁)

- **1 米国連邦最高裁判決** (Karcher v. Daggett 462 U.S. 725 **1983**) ¹⁵⁾ (<u>甲 76</u>) は、 米国連邦下院議員選挙のニュージャージーState での選挙区割りにつき、
 - 【 ① 投票価値の平等は、絶対ではない。
 - ② 選挙区割りが、投票価値の平等(=人口比例選挙)から乖離している場合は、選挙管理委員会が、「その乖離が合理的であること」の立証責任を負う】旨

明言し、州(State)側が、同立証責任を果たしていないとして、原告ら(選挙人ら)勝訴の判決を言渡した。

この米国連邦最高裁判決 (**Karcher v. Daggett 462 U.S. 725 1983**) において、原告ら(選挙人ら) 勝訴を決したのは、立証責任の論点であった。

- 2 他方で、昭和51年大法廷判決(衆)、及び爾後の各最高裁大法廷判決は、選挙 管理委員会が立証責任を負うか否かの論点について、沈黙している。
- 3 (1) 下記の 3 高裁は、下記【一覧表 1】の(1)~(3)に示すとおり、当該選挙区

¹⁵⁾ Karcher v. Daggett, 462 U.S. 725 (1983) 米国連邦最高裁(甲 76)は、1983年6月22日、米国連邦下院議員選挙に関し、1票対 0.9930票の選挙権価値の不平等(ニュージャージーState の第4区の人口:527,472人〈最大〉;同 State の第6区の人口:523,798人〈最小〉。 **両選挙区の人口差**:3,674人(=527,472人-523,798人)。)を定めるニュージャージーState 選挙法を違憲とした。米国連邦最高裁は、区割り法を争う選挙人は、まず最初に、該当の選挙区間の人口較差が、均一な人口の選挙区にしようとする誠実な努力によって、減少若しくは排除可能であったことの立証責任を負い、「選挙人」がこの立証責任を果たせば、次に、State が、選挙区間の有意の人口較差は、適法な目標を達成するために必要であったことの立証責任を負う旨判示した。

割規定の投票価値の平等からの乖離につき又は合憲性につき、**国が立証責任を負うことを認め**、「違憲違法」判決又は「違憲状態」判決を言渡した(但し、いずれも、原告ら代理人の全国弁護士グループの提訴に係る)。

【一覧表1】

| 高裁判決 | 判決の内容 | 国の負担する主張立証の | |
|----------------------------------|-------------------|--------------------------|--|
| | | 内容 | |
| (1) 平成 25.3.18 福岡高判(衆) | 「 違憲状態」 判決 | 【投票価値の不平等という結果 | |
| (西謙二裁判長) (<u>甲 77</u>) | (但し、「人口比 | が生じている本件選挙区割規定 | |
| | 例選挙」判決) | の合理性】の主張立証 | |
| (2) 平成 25.3.6 東京高判(衆) | 「違憲違法」判決 | 【投票価値の不平等が生じてい | |
| (難波孝一裁判長) (<u>甲 78</u>) | (但し、「人口比 | る本件選挙区割規定が、国会の 合 | |
| | 例選挙」判決) | 理的な考量の結果であること】の | |
| | | 主張立証 | |
| (3) 平成 25.3.26 大阪高判(衆) | 「 違憲違法」 判決 | 【本件選挙区割規定の 合憲性 】の | |
| (小松一雄裁判長) (<u>甲 79</u>) | | 主張立証 | |

(2) **芦部信喜**教授は、前掲芦部・京極純一東大教授「対談」(1980.6.1 の法律時報 52 巻 6 号 甲 61)で、

「芦部

(略)

私は、前の対談のときにもちょっと触れたのですが、次のように考えています。

第一に、少なくとも議員一人当たりの人口の最高選挙区と最小選挙区 の投票価値に約二対一以上の格差がってはならないということ。

それから第二に、非人口的要素はいかに考慮に値するとはいえ、原則

として二対一以上の格差を正当化することはできないということ。

第三に、人口比例の原則から離れることを正当化する理由の挙証責任 は公権力の側にあるということ。これは裁判上の問題ですが、こういう 三つの点を主張してきたわけです。」(強調 引用者)

と発言した。

- (3) **長谷部恭男**『憲法 第7版』(新世社、2018年)178頁(<u>甲32</u>)は、『投票価値の<u>1対1原則からの乖離に合理性があることの立証責任は、政府が負う</u>』旨記述する。
- (4) 橋本基弘中央大学法学部教授「参議院定数不均衡問題をめぐる最高裁大法廷令和2年11月18日判決について 裁判所と国会、国民との対話ー(二)」19 頁(法学新報第128巻5・6号〈令和3年12月10日〉)(甲40)は、
 - 「私は、較差が生じていない状態が原則であって、1:1 からの離脱を許容するならば、その根拠を示す義務が立法府にはあると考えている。選挙制度は、すべての有権者の投票価値が平等になるよう設計すべきであり、較差 1:1 が出発点でなければならない。これを前提にして、都道府県や市町村あるいは地域ブロックなどの枠を加味しつつ、どこまでの較差が許容できるのかを検討すべきであって、逆ではない 470。
 - 47) 辻村みよ子「『権利』としての選挙権と『投票価値平等』」明治 大学法科大学院論集 14 号 83 頁、106 頁「選挙権が主権者の権利 である以上、可能な限り 1 対 1 に近づけることが憲法上要請され るといわざるをえない。とすれば、たとえ 1 対 2 以下でも、その合 理性が立証されない限り違憲問題は生じうると考えるのが妥当であろ

う」と述べる。このような見解は、**憲法学説においても有力になり** つつある。牧野力也「『一票の較差』の違憲審査基準に関する考察」 筑波法政 54 巻 51 頁、71 頁も参照。」((二) 19 頁) (強調 引用者)

旨記述する。

以上